



# DISCLOSURE 2009

JA愛媛信連の現況



Ehime Prefectural Credit Federations of Agricultural Cooperatives.

# CONTENTS

ごあいさつ	1
経 営	2
●経営方針	2
●経営体制	3
●コンプライアンス(法令等遵守)	4
●リスク管理	5
●利益相反管理方針	6
●金融商品の勧誘方針	8
●情報セキュリティへの取り組み	9
●個人情報保護法への取り組み	10
●社会的責任と地域貢献活動	11
●トピックス	16
組 織	18
●当会の組織	18
●沿革・あゆみ	20
●JAバンクえひめの店舗網	21
業 務 内 容	22
●業務のご案内	22
●主な取扱商品のご案内	24
●手数料一覧	26
資 料 編	29

## 信連のロゴマークについて



### 【ロゴマークのコンセプト】

○愛媛のEと信連のSをモチーフに作成

- Sは…
- ・サービス(service) : 奉仕・貢献
- ・セーフティ(safety) : 安 全
- ・サングイン(sanguine) : 希望に満ちた
- ・シンセリティ(sincerity) : 誠 実

○全体を円で包み込む形状で人の連帯・融和・協同の理念を表現

○中央の円は実りを表現(種子をイメージし、これから育てる豊かな実りへの努力・希望を表す)

○ロゴカラーは、萌黄色を使い、「農」をイメージするとともに、これから成長しようとする新しい息吹を表現

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

# ごあいさつ



経営管理委員会 会長  
林 正 照



代表理事 理事長  
桑 原 理

皆さま方には、平素より私ども愛媛県信用農業協同組合連合会（JA愛媛信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

本年も当会をより深くご理解いただくため、当会の経営方針、業務内容、最近の業績等についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当会に対するご理解をより深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業金融における県域組織として、また農業および地域の発展を支援する地域金融機関として安定的運営を続けてまいりました。これもひとえに会員はもとより関係機関、地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

系統金融を取りまく環境は、景気低迷の長期化観測、金融サービスをめぐる業態間の競争激化等、一段と厳しさを増しております。「JAバンクえひめ」としても、競争環境を勝ち抜き、地域金融機関として選ばれていくためには、原点に立ち返り、組合員・利用者の皆さまの満足度向上と利用者保護の徹底を第一に置いた取り組みが必要となっております。

このような状況下、県下JAおよび当会では、中期目標である「～地域密着No.1を目指して～信頼され選ばれる地域金融機関JAバンクえひめ」を確立するため、収益力、競争力、信頼性の向上に努めております。また、地域密着型金融の取り組みとして、農業担い手金融対策や食農教育への支援につきましても積極的に取り組んでいるところでございます。

今後とも、県下JAと連携し皆さまの負託に応えられるよう役職員一丸となって邁進する所存でございますので、一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成21年7月

# 経営

## 経営方針

当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としております。当会では資金を必要とする農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

## 経営理念

JAとともに、  
農業・地域金融機関として愛媛農業の振興と  
活力ある地域社会の発展に貢献する。

## 中期経営目標（平成19年度～平成21年度）

～地域密着No.1を目指して～

JAとともに、  
「信頼され選ばれる地域金融機関JAバンクえひめ」  
を確立する。

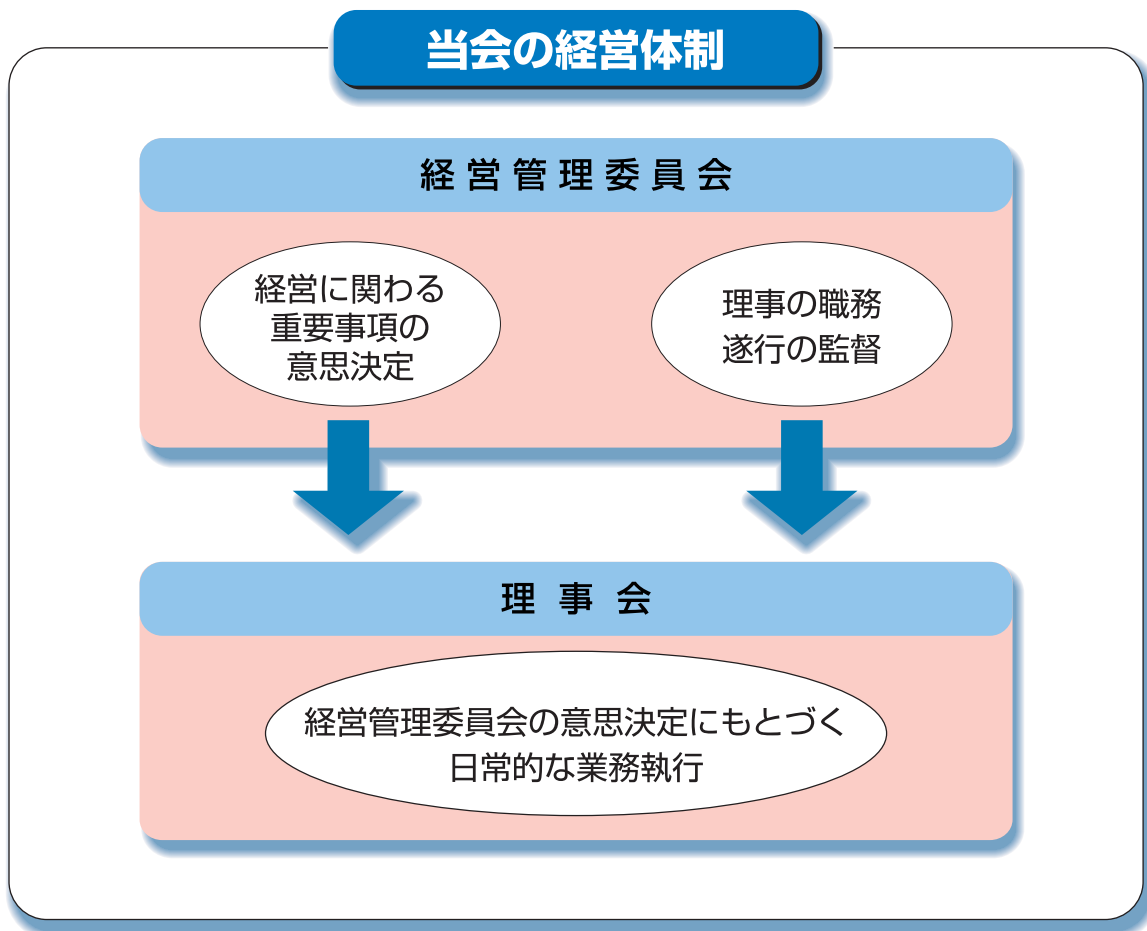
## 基本戦略

1. 安定的収益還元機能の強化
2. JAバンクえひめ本部機能の強化

## 経営体制

当会は、経営意思決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めています。具体的には、業務の基本方針や貸出限度額の決定などは会員の代表で構成する経営管理委員会が行い、経営管理委員会が定めた枠内における日常の業務執行を実務に精通した者で構成する理事会が行う仕組みになっています。

経営管理委員会は意思決定機能のほかに理事の職務遂行の監督機能も有しており、理事の職務遂行の合法性・合理性・適切性等を監督しています。



# コンプライアンス(法令等遵守)

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするとともに、地域社会の負託に応え、揺るぎない信頼を確保するため、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでいます。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各部門・責任者等の役割等の明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の向上に努めています。また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施等、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンスの啓蒙と徹底を図っています。

## 1. 会是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 二、信用と誠実
- 三、創造と実践

## 2. 倫理憲章

役職員の行動の指針とするため、「会是」をより具体化し明文化しています。

## 3. 役員行為規範

役員（経営管理委員および理事）の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高揚のために制定しています。

## 4. 職員訓

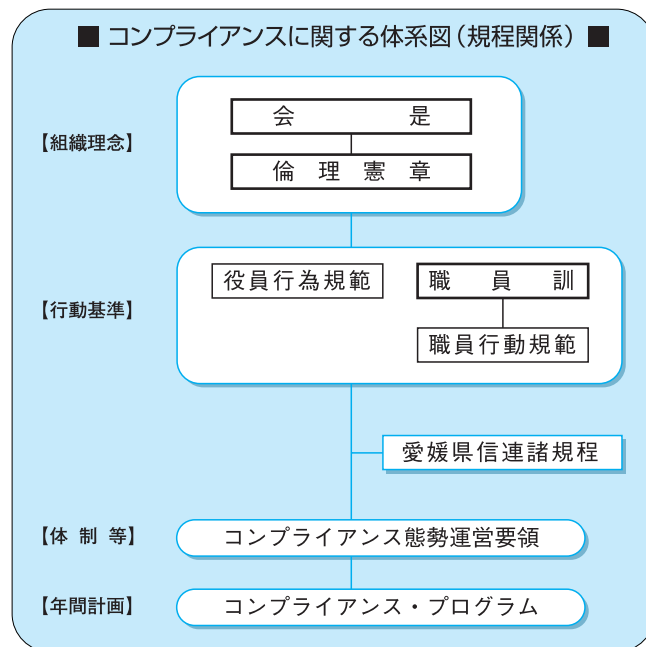
新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の負託に応えることを目的として制定しています。

## 5. 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しています。

## 6. コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職員・各部署の役割を明文化し、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス態勢にかかる審議・検討を行い、遵守体制を確立・発展させていくことを目的として制定しています。



## リスク管理

金融のグローバル化に伴い金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しています。また、昨今の世界的な金融市場の混乱は、金融機関に自己責任に基づく有効なリスク管理態勢の構築を改めて求めています。

当会においては、経営の健全性を確保するため、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスクなどを可能な限り統合的に把握し、これを適切にコントロールする「自己管理型の統合的リスク管理態勢」を構築し、資産の健全性と安定収益の確保を経営の重要課題と位置づけ、取り組みを行っています。

### ●リスクマネジメント体制

リスクマネジメントを適切に実行するため、当会全体にその重要性を十分に周知させたうえで、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、統合的なリスクマネジメントを構成するリスク（管理すべきリスク）の種類やリスク管理の組織体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な事項を定義しています。また、この基本方針に基づき、リスク管理にかかる意思決定機関及び担当部署等の設置や具体的なリスク管理手法について、「リスクマネジメント規程」においてより明確に定め、リスクマネジメント体制を構築しています。

さらに、資金動向や外部環境の変化に応じた各種リスクリミット枠等を設定・管理することにより、リスクマネジメントの充実・強化に努めています。

### ●貸出審査体制・余裕金運用体制

貸出金の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うと共に、企業の実態的な財務内容把握等により貸出部門での一次審査の充実を図っています。また、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において個別案件毎のリスク特性を踏まえた審査を実施する等、信用リスク管理の徹底を行っています。

また、余裕金運用においては、市場環境の変化による評価損益の状況等、リスク量について関係部署が緊密に協議を行うとともに、必要に応じてリスクマネジメント委員会において対応の検討を行うこと等により適切なリスク管理を行っています。

### ●自己査定体制

査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」等に基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、自己査定結果による適正な、償却・引当額の算定を行っています。また、厳正な査定を行うため二次査定部門を独立し、一次査定結果の正確性の検証等、牽制機能が発揮できる体制としています。

なお、償却の実施・引当金の計上については、理事会承認のうえ適正な処理を行っています。

### ●監査体制

業務運営の健全性と適切性の確保に資するため、監事による監査を実施するとともに、会計や事務処理の適正化と事故の未然防止のため、独立した部署である「監査室」において内部監査を実施しています。

さらに、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めると共に、常勤監事・員外監事を設置し、監査体制の充実・強化を図っています。

# 利益相反管理方針

当会では、当会との取引にともない、利用者等みなさまの利益が不当に害されることのないよう、事業または業務に関する情報を適切に管理し、また、その実施状況を監視する態勢の整備を行うため、利益相反管理方針を制定しています。

## 利益相反管理方針（概要）

愛媛県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

### 3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適切な勧誘を行います。

1. お客様の知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 情報セキュリティへの取り組み

当会では、社会的信頼をもとに業務を行う金融機関の一員として、会内の情報および顧客の情報を適切に管理・保護するため、情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）を制定しています。

### 情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

愛媛県信用農業協同組合連合会は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供する為、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責任であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## 個人情報保護法への取り組み

当会では、個人情報保護が当会の社会的責務であることの重要性を認識し、法の理解と万全な事業体制をとるべく、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を制定しています。

### 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

愛媛県信用農業協同組合連合会は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、個人情報（生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。）を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。）の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取扱います。
3. 当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当会は、取扱う個人データ（法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。）を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当会は、保有個人データ（法第2条第5項に規定するデータをいいます。）につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## JAグループにおけるJA愛媛信連

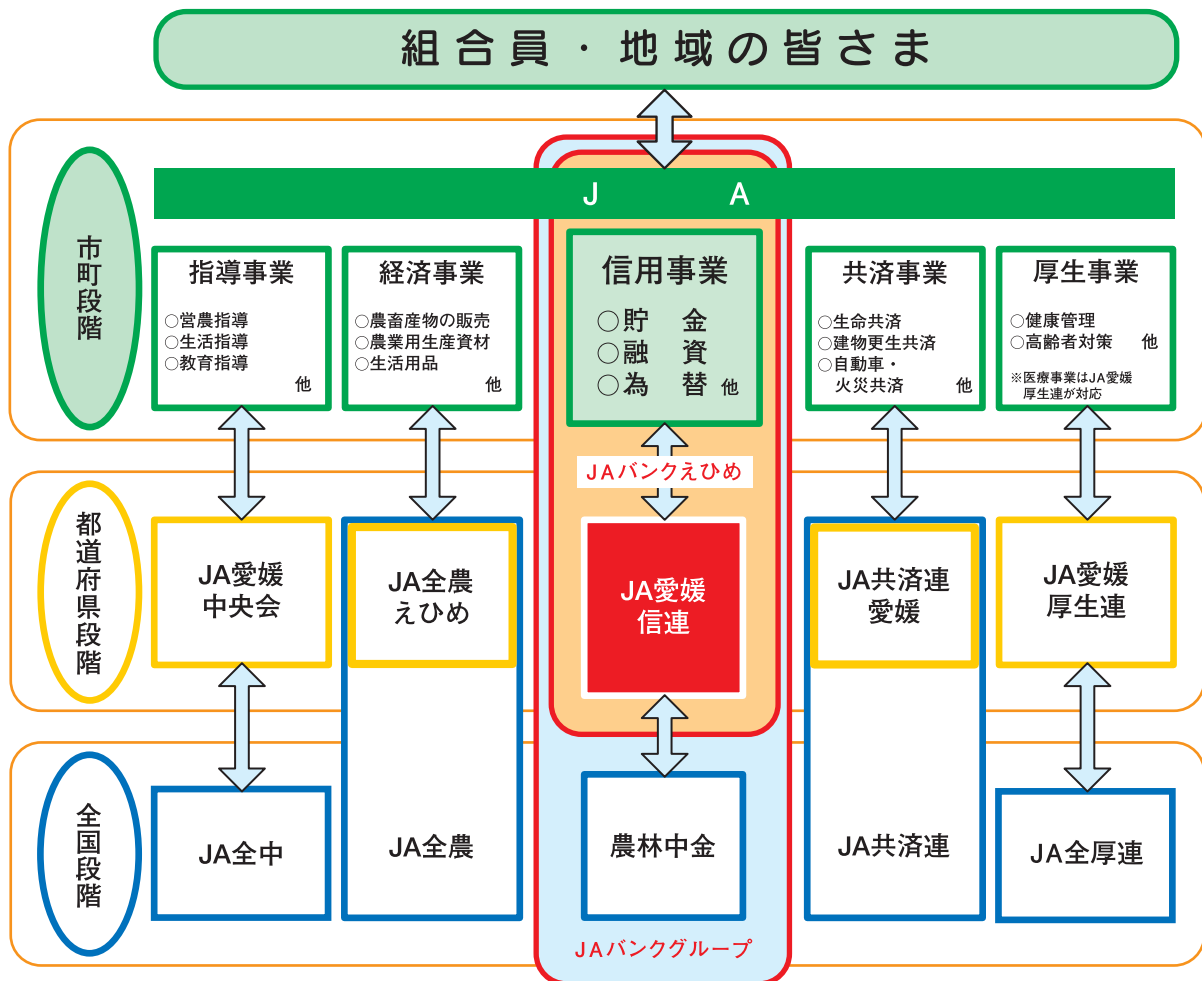
JAグループの主な事業には、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業、万一の備えとなる生命共済や自動車共済などを取り扱う共済事業、農畜産物の集荷・販売や生産資材・生活資材の供給などを行う経済事業、組合員の農業経営の改善や生活向上のための指導事業、組合員の健康管理をサポートする厚生事業などがあります。これらの事業は、地域に密着した「JA」によって営まれ、都道府県段階や全国段階では県域連合組織や全国組織がそれぞれの事業をサポートしています。

特に、信用事業においては、JA、信連、農林中金で構成するグループを「JAバンク」と総称し、JAバンクグループが、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しています。

当会は愛媛県を事業区域とし、JAバンク会員である県内のJAと当会が一体となり、「JAバンクえひめ」として、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

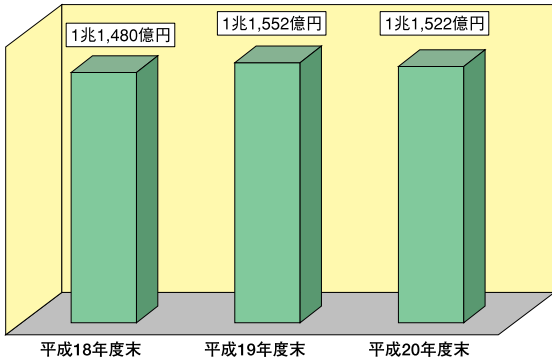
当会は、県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資として、農業基盤の拡充と発展に資する農業関連融資に積極的に取り組むとともに、地域経済の発展に寄与すべく地元企業や地方公共団体等への融資にも積極的に取り組んでいます。

当会は、JAグループの一員として、地域に密着した活動を展開することにより、地域の皆さまから親しまれる金融機関を目指しています。



## 信連の資金調達の状況

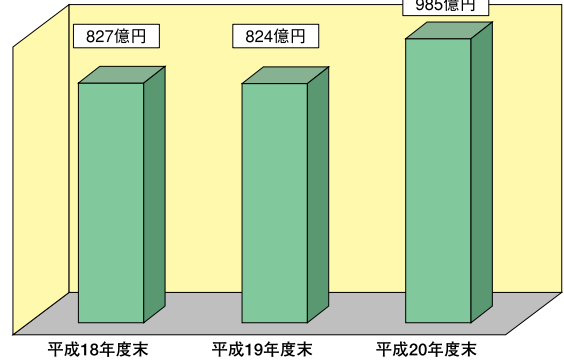
### 信連貯金等残高の推移



当会の貯金等の残高は、平成21年3月末現在 1兆1,522億円となり、前年比30億円減少しました。

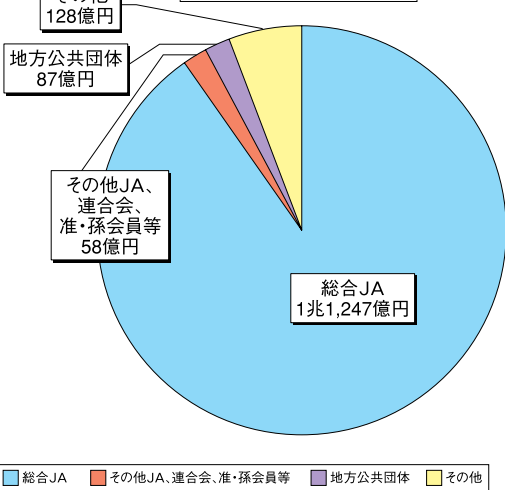
## 信連の貸出金の状況

### 信連貸出金残高の推移



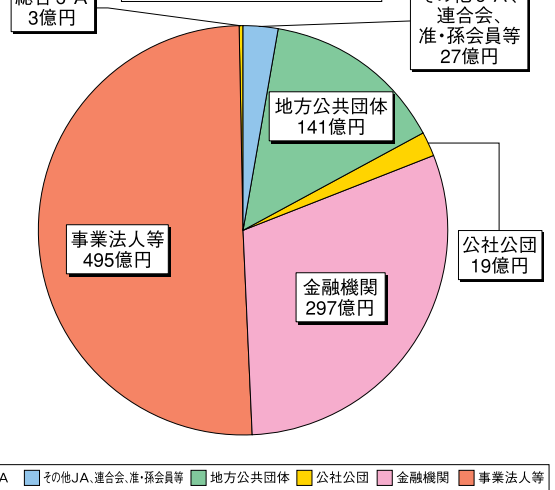
当会の貸出金の残高は、平成21年3月末現在 985億円となり、前年比161億円増加しました。

### 信連貯金預り先別残高



当会の資金調達は主として県下JAからの貯金によるものです。

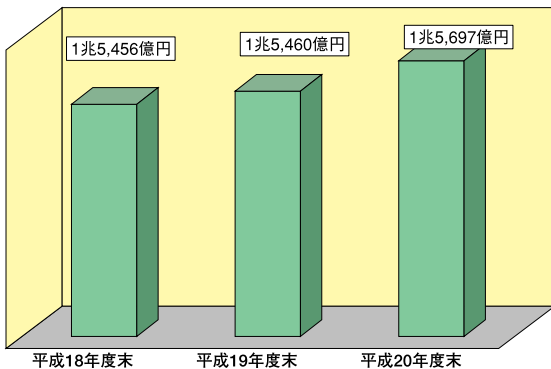
### 信連貸出先別貸出金残高



県下JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。

## JAの資金調達の状況

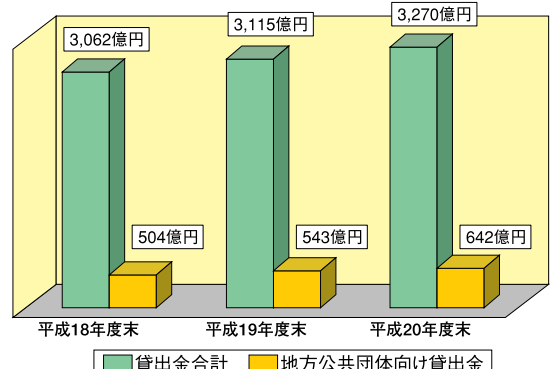
### JAの貯金等残高の推移



JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預りしている貯金等の残高は、平成21年3月末現在 1兆5,697億円となり、前年比236億円増加しました。

## JAの貸出金の状況

### JAの貸出金残高の推移



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。平成21年3月末現在の貸出金残高は 3,270億円、うち地方公共団体向け貸出金は 642億円です。

## 制度融資のご紹介

自治体の要綱等に基づく制度融資として、主に以下の商品を取扱っています。

制度融資の種類	概要
農業近代化資金	農業経営の近代化を促進し、農家経済の安定を図るための資金
愛媛県農林漁業共同化資金	農業の生産性の向上と経営の共同化を促進し、農家経済の安定を図るための資金
松山市高齢者住宅整備資金	高齢者の生活の安定を目的とし、居室の整備・改築等を行うための資金
農地所有者等賃貸住宅建設資金	農地の所有者が農地転用して賃貸住宅の建設等を行うための資金
愛媛県木材産業等高度化推進資金	県内木材生産流通事業の合理化を促進し木材供給の円滑化を図るための資金

(注) 上記商品の取扱いはJAにより異なりますので、詳細はお近くのJAにお問い合わせください。

## 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受けて、JAグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいく中で、JAバンクえひめとしても、JA・信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮をめざし、担い手金融強化に積極的に取り組んでいきます。それぞれの役割分担としては、JAは、認定農業者（農家）や集落営農組織、JA出資法人等の担い手を主体に金融対応を行います。また、信連・農林中金は、JAの取組みを推進・支援するとともに、「JAの対応が困難な農業法人等の担い手」に対し、直接融資、またはJAとの協調融資等により積極的な金融対応を行っていきます。

### 1. 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

JA、当会は農山漁村等地域を基盤とする系統金融機関であることから、JAとともに農山漁村等地域に密着した農業者等のニーズを的確に把握するため、農業担い手への金融対応策に取り組んでいます。

#### ○担い手金融リーダーの配置

愛媛農業の基盤となる担い手の育成確保を図るため、JAグループ愛媛担い手育成総ぐるみ運動を展開するなか、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、信用事業はJA、信連、農林中金にそれぞれ担い手金融リーダーを配置し、営農指導事業、経済利用事業との連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

#### ○JA担い手金融リーダーの育成支援（研修会等の実施など）

JAの担い手金融リーダーの対応能力の向上のために、リーダー会議を定期的開催するとともに、農業融資研修会等を実施しています。

#### ○担い手への同行訪問

担い手金融の最前線となるJA担い手金融リーダーと担い手への同行訪問を実施し、担い手の資金ニーズや各種相談対応について、JA担い手金融リーダーのサポートを行っています。

- 「えひめ中小企業応援ファンド(農商工連携枠)」に資金拠出

愛媛県や(財)えひめ産業振興財団が中心となって設立した「えひめ中小企業応援ファンド(農商工連携枠)」に3億円の無利子融資を決定(融資実行は平成21年度下期予定)しており、平成21年度下期にJAと協調しファンド活用の斡旋を予定しています。

## 2. ライフサイクルに応じた担い手支援

担い手の経営のライフサイクル(就農(創業期)・発展期・成熟期・再生期・承継期)に応じた支援に取り組んでいます。

- 各種農業資金、制度資金の提供

JAと協調し、就農支援資金、農業改良資金、農業近代化資金、農業施設資金等の各種農業資金、制度資金を提供しています。

- 各種利子助成支援

担い手の農業経営の負担軽減を目的として、JAバンクアグリサポート利子助成、農業生産資材価格高騰対策助成、災害資金利子助成等を実施しています。

- 相談対応支援

JA担い手金融リーダーとの認定農業者等への同行訪問活動を実施し、経営不振農家に対する負債整理資金の利用相談等に取り組んでいます。

## 3. 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の徹底

- 農業負債整理資金の提供による償還負担の軽減

農業負債整理資金を提供(担い手金融の主体となるJAからの提供。信連は相談対応等、JAサポートを担当)するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。

- 愛媛県農業信用基金協会との連携

担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行うため、愛媛県農業信用基金協会や公的金融等と連携し担い手支援に努めています。(愛媛県農業信用基金協会との人材交流を実施。)

## 文化的・社会的貢献活動

### ◎JAバンクアグリサポート事業の展開

JAバンクが一体となって、農家組合員経営、農業・農村等地域社会の課題解決、成長のためのサポートを行う事業を創設することで第一次産業振興を目的とした協同組織金融機関としての役割を果たすべく取り組んでいます。事業内容は3つ。

1. 農業関連ローン利子助成事業
2. JAバンク協調型事業
3. 食と地域の文化発信事業

上記事業のうち、JAバンク協調型事業においては、教材本贈呈、教育活動費用助成などを実施しているほか、食と地域の文化発信事業においては、JAでの教育活動の取り組みにかかる情報発信などを実施しています。

- 教材本贈呈

子供たちの農業への理解が深まるよう、食農・環境保全・金融経済にかかる教材本を、JAを通じて県内の357の小学校に約4万9千冊を寄贈しました。

- 教育活動助成

各JAでの小学生を対象とした教育活動を支援するため、教育活動にかかる費用助成を実施しました。

○情報発信

JAでの教育活動等の社会貢献を広く訴求するため、メディアによる情報発信事業を展開しました。

◎地元製品の安全・安心な農畜産物の提供、PR

JAにおける取り組みとして、農畜産物直売所の運営を通して、安全・安心な農畜産物の提供、PRを行っています。

◎公共募金活動への協力

赤い羽根募金、緑の募金（愛媛の森林基金）に対し寄付協力をを行うとともに、交通遺児育英募金、アジアとの共生募金への協力を通じて、各種ボランティア活動や地球環境保護活動等に取り組んでいます。

◎クリーン作戦の展開

小さな親切運動の一環として、全職員でクリーン作戦を実施し、きれいな街づくりに努めています。

◎年金相談会の開催

年金に関する社会的関心が強まる中で、各JAの窓口で年金をお受け取りの皆さまや、これから受け取りをご予定の皆さまを対象とした「年金相談会」開催の支援を行っています。また、社会保険労務士の資格を持つ職員が年金に関する相談対応や情報提供を行っています。

◎地方公共団体等への協力

愛媛県の指定代理金融機関として公金事務の取扱いのほか、県、公社公団などの資金需要に対し債券の引受けおよび融資等を行っています。

また、第三セクターや公益事業あるいは地域農業の発展に寄与すると認められる団体等へ出資するなど、地域社会・地域農業の発展に協力しています。



J Aにおける教材本贈呈



教材本



クリーン作戦の展開

## トピックス

### ●JAバンクえひめ JA創立60周年記念キャンペーンの展開

昭和22年11月に公布された「農業協同組合法」をうけて、愛媛県下に農協が誕生して60周年を迎えました。JAバンクえひめでは、昨年度実施したプレキャンペーンに続いて、JA創立60周年を記念して、キャンペーンを実施いたしました。

キャンペーンでは、利用者の皆さまへの感謝をこめて、①キャンペーン優遇金利を設定した定期貯金、②退職金等の定期貯金と年金のセット予約をしていたいただいた方への特典や、③マイカー・教育ローンの金利優遇商品などを展開いたしました。



### ●JAバンクえひめ 年金花道キャンペーンの展開

JAバンクえひめでは、平成21年6月15日（月）から平成21年8月31日（月）まで「年金花道キャンペーン」を実施いたしております。

「年金花道キャンペーン」は、年金のお受け取りという第二の人生のスタートにあたって、お客さまの第二の人生に花咲かすパートナーとしてJAバンクをお選びいただくという趣旨のものです。

キャンペーン期間中に、年金のお受け取りを新たにJAにご指定いただいた方、また、年金のご指定に加えて100万円以上の定期貯金の新規ご契約をいただいた方に、ギフトカードをプレゼントいたします。



## ●カード犯罪に対する対応

急増するカード犯罪に対応するため、ATM画面の覗き見防止フィルターや後方確認ミラーの設置、ならびに、ATMでの暗証番号変更、1日あたりの出金限度額（50万円）の設定など犯罪防止策を実施しております。

また、スキミング等を防止するため、キャッシュカードのIC化を導入し順次切り替えを行っております。



## ●振り込め詐欺被害防止に対する対応

多発する振り込め詐欺被害を防止するため、ATMコーナーでの携帯電話の使用禁止や注意喚起のためのATM画面表示やリーフレットを用いての窓口での声掛けなどを行っております。

## ●JAバンクにおけるATM顧客手数料の全国一律無料化

利用者の皆さまの利便性を一層向上させるため、平成20年7月より、JAバンクのカードを使用してJAバンクのATMで入出金取引をご利用される場合、曜日・休日にかかわらず終日手数料を無料としております。

## ●三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放提携

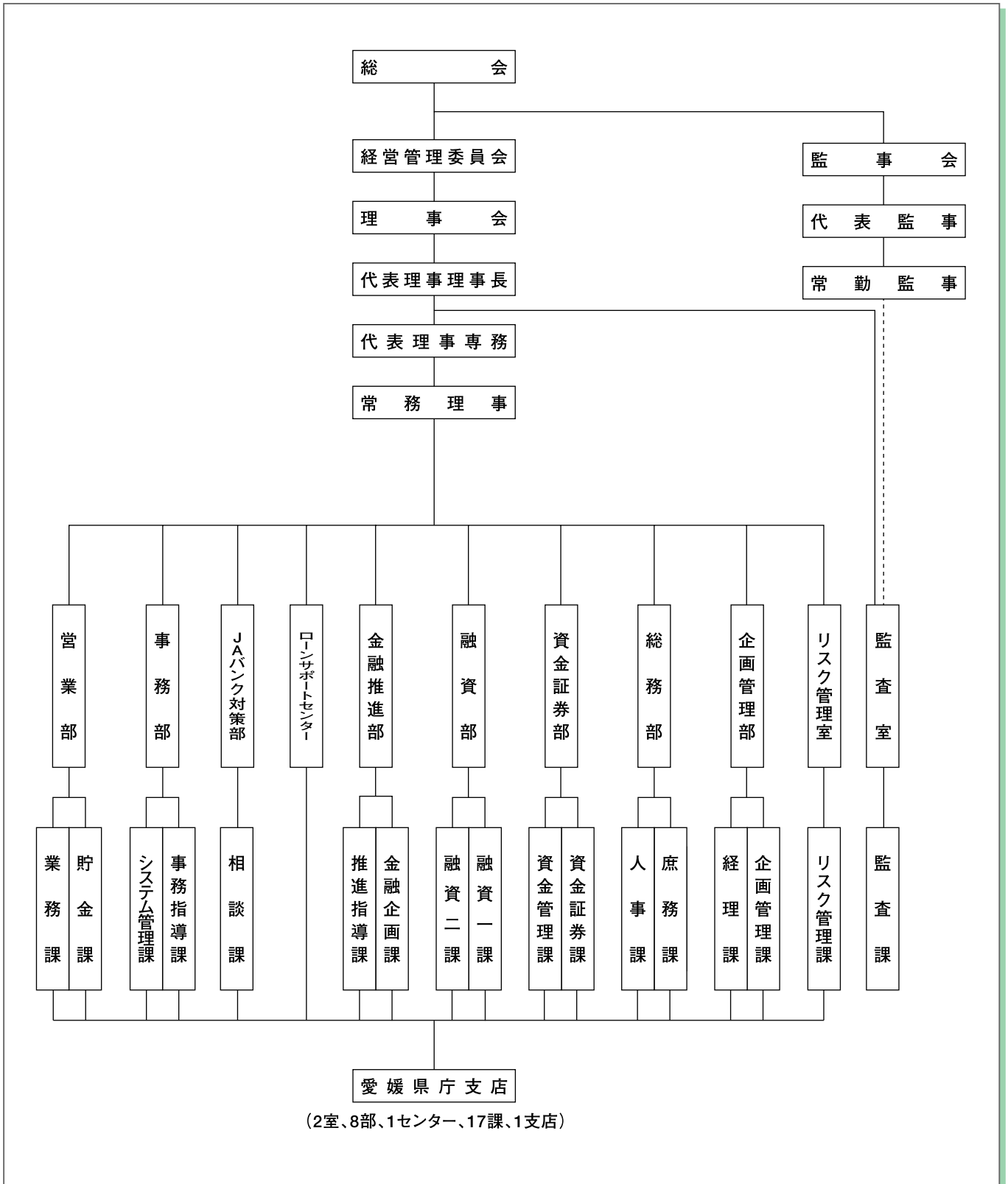
JAバンクATM網を補完し、利用者の皆さまの利便性を一層向上させることを目的に、三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放提携（平日昼間の時間帯における出金取引の顧客手数料を無料化）を平成20年10月から実施しております。

# 組 織

## 当会の組織

### ■ 機 構

平成21年7月1日現在



■ 会 員 数

資格別	平成21年3月末	平成20年3月末	平成19年3月末
正 会 員	26	26	26
准 会 員	16	16	17
合 計	42	42	43

■ 役 員

平成21年7月1日現在

経 営 管 理 委 員 会	経 営 管 理 委 員 会 会 長	林 正 照
	経 営 管 理 委 員	久 門 忠 夫
	経 営 管 理 委 員	豊 田 明 夫
	経 営 管 理 委 員	梶 谷 昭 伸
	経 営 管 理 委 員	山 口 恒 朗
	経 営 管 理 委 員	高 月 初 彦
	経 営 管 理 委 員	森 映 一

理 事 会	代 表 理 事 理 事 長	桑 原 理
	代 表 理 事 専 務	関 谷 幸 男
	常 務 理 事	井 口 浩 志

監 事 会	代 表 監 事 ( 常 勤 )	山 本 薫
	監 事	岡 本 健 治
	監 事	小 川 晴 夫
	監 事	篠 原 一 志
	監 事 ( 員 外 )	武 士 末 研 郎

■ 職 員 数

区 分	平成21年3月末	平成20年3月末	平成19年3月末
男 子 職 員	77	79	86
女 子 職 員	40	36	41
合 計	117	115	127

■ 店 舗 一 覧

平成21年7月1日現在

店 舗 名	所 在 地	代 表 電 話 番 号
本 所	松山市南堀端町2番地3	(089) 948-5211
愛媛県庁支店	松山市一番町4丁目4番地2	(089) 921-8068

■ 特定信用事業代理業者の状況

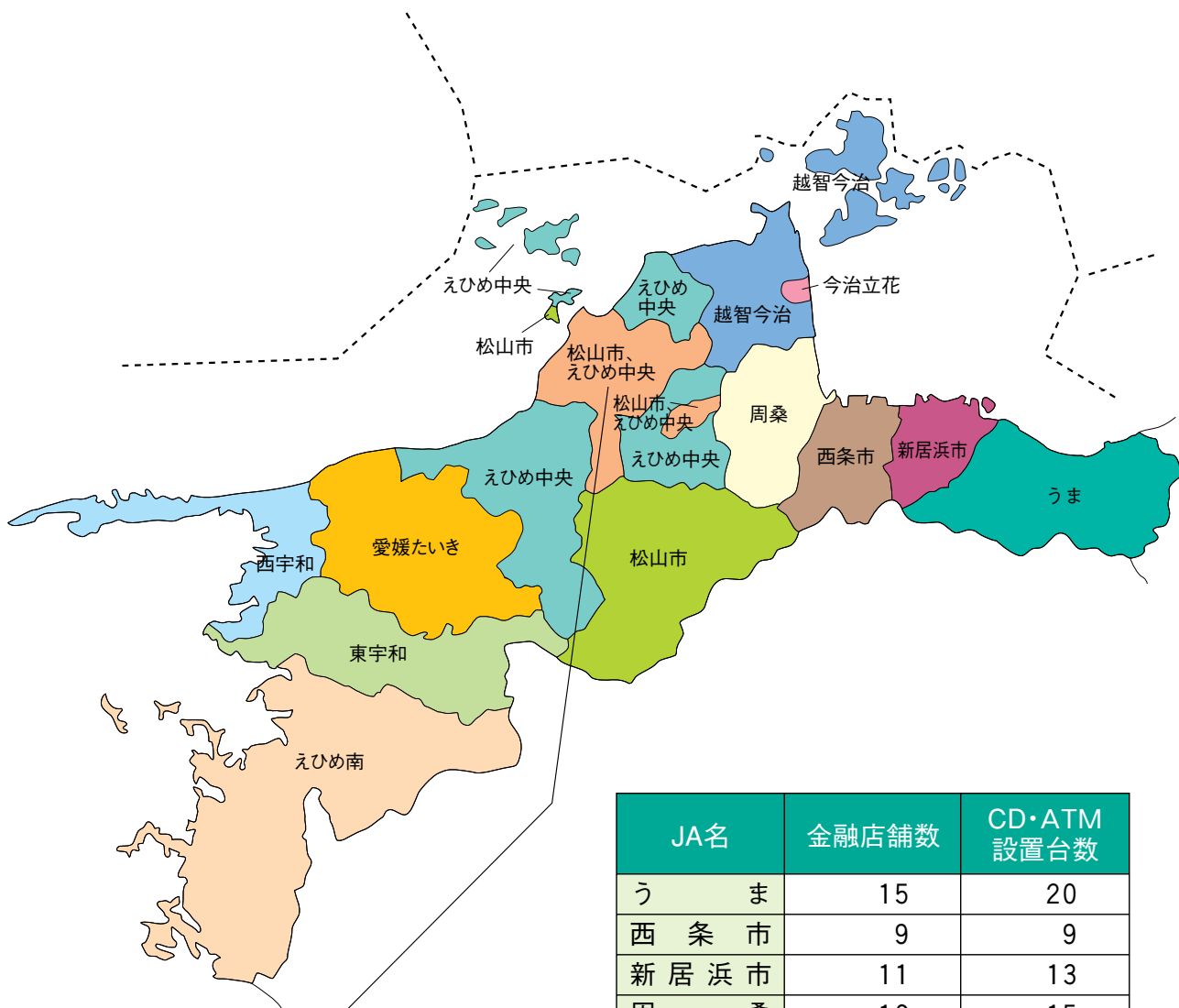
該当する取引はありません。

## 沿革・あゆみ

昭和23年	愛媛県信用農業協同組合連合会発足
33年	信連創立10周年
34年	信連貯金100億円達成
38年	信連貯金200億円達成
39年	機構改革により5事務所になる
40年	農協会館竣工
41年	内国為替業務取扱いを開始
43年	信連創立20周年
47年	信連貯金1,000億円達成
48年	愛媛県指定代理金融機関となる
52年	信連貯金3,000億円達成
53年	信連創立30周年 全国銀行内国為替制度へ加盟 愛媛県農協電算センター竣工
54年	農協信用事業オンライン開始
56年	信連貯金5,000億円達成
59年	「全国農協貯金ネットサービス」開始
60年	信連貯金7,000億円達成
61年	「ふるさと共同サービス」へ加盟 国債窓販取扱い開始
63年	信連創立40周年
平成元年	信連貯金1兆円達成 「家計メイン化推進10,000点獲得運動」を開始
2年	「自由化チャレンジ運動」を展開
3年	レディスプラン「サエラ」を発売 サンデーバンキングの取扱いを開始
4年	信連貯金1兆2,000億円達成 「農協金融チャレンジナウ3ヵ年計画」への取り組みを開始

平成5年	「しんせつローン'93運動」を展開
6年	機構改革により融資業務を本所へ集中
7年	機構改革により貯金業務を本所へ集中
8年	「農協オンラインバンキングシステム」(NOBS)稼働
9年	「アタック2001」運動を展開
10年	信連創立50周年
11年	「コンピュータ西暦2000年問題」への取り組み
12年	「年金王国構築キャンペーン」を展開
13年	「JAバンクえひめ21運動」を展開 「JAバンクシステム」始動
14年	「JAネットバンク」の取扱いを開始
15年	住宅ローン「JAあんしん計画」の取扱いを開始 郵貯とのATM提携(出金・残高照会)
16年	経営管理委員会制度の導入
18年	全国統一の信用オンラインシステム(JASTEM)へ移行 ATMのIC化対応 セブン銀行とのATM提携(出金・残高照会)
19年	「JAバンクアグリサポート事業」の展開 「JAバンクえひめJA創立60周年記念プレキャンペーン」の展開 「JAバンクローンサポートセンター」の設置 郵貯・セブン銀行とのATM提携(入金)
20年	「JAバンクえひめJA創立60周年記念キャンペーン」の展開 JAバンクにおけるATM顧客手数料の全国一律無料化 三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放提携

## JAバンクえひめの店舗網



## JA愛媛信連 本所

〒790-8555  
愛媛県松山市南堀端町2番地3  
TEL 089 (948) 5211 (受付)  
FAX 089 (943) 5807

JA名	金融店舗数	CD・ATM 設置台数
うま	15	20
西条市	9	9
新居浜市	11	13
周桑	16	15
越智今治	31	30
今治立花	3	5
松山市	47	40
えひめ中央	35	44
愛媛たいぎ	23	13
西宇和	11	29
東宇和	9	14
えひめ南	34	41
信連	2	22
計	246	295

(注1) 平成21年7月1日現在

(注2) CD・ATM設置台数は、他行等との共同設置分を含む。

# 業務内容

## 業務のご案内

### 1. 貯金業務

会員JAや連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう、各種貯金を取り揃えています。

キャッシュコーナーでは、全国JAのキャッシュカードのほか「郵貯」、「MICS全国キャッシュサービス加盟金融機関」のキャッシュカードもご利用いただけます。

また、パソコン・携帯電話を利用した「JAネットバンク」の取扱いも行っています。

### 2. 貸出・受託貸付業務

会員JAや連合会などへの貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体など公共性の高い分野への貸出も実施し、地域経済の発展に貢献しています。

(株)日本政策金融金庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業生産基盤の向上・住宅建設・教育などに必要な長期低利資金を取扱っています。

### 3. 為替・振替決済業務

県下JAの決済業務本部として、全国のJAならびに他金融機関との貯金ネットワークサービスや為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取扱いを通じ、地域の皆さまへのサービス向上に努めています。

### 4. 資金運用業務

皆さまからお預かりした資金は、貸出金として運用するほか、農林中金への預け金や国内外の金融証券市場で有価証券などにより効率的に運用しています。有価証券運用では、リスク管理の徹底により安全性・流動性を確保するとともに収益性の向上に努めています。

### 5. 金融推進業務

JA組合員・地域の皆さまのニーズにお応えし新しいサービスをご提供するため、JAバンクえひめの推進戦略の企画、新商品の開発、マーケティング・PR活動を行っています。

### 6. 指導・相談業務

JAバンクえひめの健全性・信頼性確保を図るため、JAの経営状況を調査・把握し、JAバンクシステムの適正な運営に努めています。また、コンプライアンスやリスク管理強化を始め、金融サービスの向上を目的とした教育研修をJA職員向けに実施するとともに、金融法務・税務・年金等に関するJAからの相談に対応しています。



## 7. ローンサポート業務

JAローンの迅速で良質なサービスを提供するため、JAに対する各種サポートを行っています。具体的には、ハウスメーカーへのPRや住宅ローン相談会開催等の営業サポート、申込書類代行作成等の審査サポート、ローン実行後の管理サポートなどです。

## 8. 公金取扱業務

愛媛県指定代理金融機関として公金の収納および支払いを行っています。

## 9. 国債窓口販売業務

皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、長期利付国債などの窓口販売を行っています。

## 10. 電算業務

県下JAおよび当会における貯金・貸出・為替・インターネットバンキング等のオンライン取引は、全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムにおいて正確かつ迅速に処理しています。 ※平成18年5月より全国47都道府県のJAバンクがひとつのシステムで稼働しています。

## 主な取扱商品のご案内

# 貯 金

### 総合口座

- 特色／●普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、自動融資機能を持たせた貯金です。
- 定期貯金・定期積金の残高の90%（最高500万円）まで自動融資が受けられます。
- 個人のお客さま専用です。
- 貯金保険制度による保護対象商品です。（無利息型の普通貯金は全額保護されます。）
- お預入期間／期間の定めはありません。
- お預入単位等／1円以上1円単位　ご融資利率はセットされた定期貯金・定期積金の利率プラス0.5%

### スーパー定期貯金

- 特色／●お預入期間は1か月以上5年以内で自由にお選びいただけます。
- 貯金保険制度による保護対象商品です。
- お預入期間／1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年の定型方式（自動継続可）、1か月超5年未満の期日指定方式
- お預入単位等／1,000円以上1円単位

### 普通貯金無利息型（決済用貯金）

- 特色／●普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護対象商品です。
- お預入期間／期間の定めはありません。
- お預入単位等／1円以上1円単位

### 大口定期貯金

- 特色／●1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。
- 貯金保険制度による保護対象商品です。
- お預入期間／1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年の定型方式（自動継続可）、1か月超5年未満の期日指定方式
- お預入単位等／1,000万円以上1円単位

### 貯蓄貯金

- 特色／●お預入残高に応じて金利が設定されます。
- お預入れ・お引出しが自由で毎月お利息が受け取れます。
- 貯金保険制度による保護対象商品です。
- お預入期間／期間の定めはありません。
- お預入単位等／1円以上1円単位

### 期日指定定期貯金

- 特色／●個人のお客さま対象の定期貯金です。
- 据置期間（1年）経過後は、払戻日を1か月前までに指定することにより一部または全額のお引出しができます。
- 貯金保険制度による保護対象商品です。
- お預入期間／最長預入期間は3年
- お預入単位等／1,000円以上（1円単位）300万円未満

### 定期積金

- 特色／●ライフサイクルに合わせてコツコツ積立ていくのに最適です。
- 貯金保険制度による保護対象商品です。
- お預入期間／1年以上7年以内
- お預入単位等／毎月の掛金は、定額型・目標型とも1,000円以上100円単位

### 積立式定期貯金

- 特色／●月々のお積立てを期日指定定期貯金（法人の場合はスーパー定期貯金）でお預かりします。
- お預入の日から1年たてば、解約することなくご入用の金額が引出せます。
- 定期的な積立以外に余裕があれば、いつでも自由に預入れが出来ます。
- 貯金保険制度による保護対象商品です。
- お預入期間／自由型：預入期間・金額を決めずに積立てます。目標型：預入期間を決めて積立てます。
- お預入単位等／1,000円以上1円単位

## ローン

## 住宅ローン

- お使いみち 住宅の建築、宅地の購入・住宅の増改築など。
- ご利用できる方 満年齢が20才以上60才以下かつ最終返済時の年齢が満70才以下の方で（親子リレー返済の場合は除く）、当会が定める条件を満たしている方。
- ご融資金額 10万円以上5,000万円以内で原則として必要資金の75%以内
- ご返済期間 3年以上30年以内
- ご返済方法 毎月返済（ボーナス併用可）・年2回返済
- 担保 建物・敷地に抵当権を設定し、建物には火災保険を付して質権を設定します。
- 保証人 原則として不要（愛媛県農業信用基金協会の保証）

## クローバローン

- お使いみち 原則として自由です。
- ご利用できる方 満年齢が18才以上で、当会が定める条件を満たしている方。
- ご融資金額 300万円
- ご返済期間 6か月以上5年以内
- ご返済方法 毎月返済（ボーナス併用可）・年2回返済
- 担保 不要
- 保証人 原則として不要（愛媛県農業信用基金協会の保証）  
20才未満の借入者は法定代理人を連帯保証人とします。

## カードローン

- お使いみち 自由です。
- ご利用できる方 満年齢が20才以上69才以下で、当会が定める条件を満たしている方。
- ご融資金額 10万円以内
- ご契約期間 1年（自動更新）
- ご返済方法 随時返済
- 担保 不要
- 保証人 原則として不要（愛媛県農業信用基金協会の保証）

## ワイドカードローン

- お使いみち 自由です。
- ご利用できる方 満年齢が20才以上64才以下で、当会が定める条件を満たしている方。
- ご融資金額 300万円以内（10万円単位）
- ご契約期間 1年（自動更新）
- ご返済方法 指定口座から毎月約定返済・随時返済
- 担保 不要
- 保証人 原則として不要（愛媛県農業信用基金協会の保証）



# 手数料一覧

## 為替手数料

平成21年7月1日現在

区 分			手 数 料 (消費税込)						
			JAネット バンク 利用	機械利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口利用	
						MT等	帳票		
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	無 料 無 料	105円 210円	105円 315円	210円 420円	
	当連合会本支店・ 県内系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	105円 210円	105円 210円	210円 420円	315円 525円	
	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	105円 210円	105円 210円	105円 210円	105円 210円	210円 420円	315円 525円	
	他金融機関 あて	電信扱	3万円未満 3万円以上	315円 420円	315円 420円	315円 420円	315円 420円	525円 735円	630円 840円
		文書扱	3万円未満 3万円以上	— —	— —	— —	— —	— —	630円 840円
給与振込 手数料 1件につき	当連合会本支店・系統金融機関あて		無 料						
	他金融機関あて		210円						
送金手数料 1件につき	当連合会本支店・県内系統金融機関あて		420円						
	他金融機関あて		630円						
代金取立 手数料 1通につき	当連合会本支店あて		210円						
	県内系統金融機関あて		420円						
	他金融機関 あて	普通扱（集中取立）		630円					
		至急扱（個別取立）		840円					
	手形交換	当連合会加盟交換所		210円					
広域交換扱い		420円							
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料	1件につき	630円						
	不渡手形返却料	1通につき	630円						
	取立手形組戻料	1通につき	630円						
	取立手形店頭呈示料	1通につき	630円						

ただし、630円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。

- 1.「県内系統金融機関」とは、愛媛県内の農業協同組合をいいます。
- 2.「県外系統金融機関」とは、愛媛県外の農業協同組合・信用農業協同組合連合会、愛媛県内外の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会および農林中央金庫をいいます。

## 各種発行手数料

平成21年7月1日現在

区 分	内 容	手数料(消費税含)
小切手用紙交付料	1冊(50枚)につき	840円
約束手形用紙交付料	1冊(25枚)につき	525円
為替手形用紙交付料	1冊(20枚)につき	420円
マル専手形用紙交付料	1枚(決済手数料含)につき	525円
マル専口座開設料		3,150円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	525円
残高証明書 発行手数料	当会所定様式	1通につき
	監査法人所定様式	1通につき
	その他様式	1通につき
融資証明書発行手数料	1通につき	315円
利息支払証明書発行手数料	1通につき	315円
再発行手数料	通 帳	1冊につき
	証 書	1枚につき
	キャッシュ(ローン)カード	1枚につき
	ICキャッシュカード	1枚につき
	ICキャッシュ・クレジット 一体型カード	1枚につき

1.平成21年7月1日より、残高証明発行手数料について「監査法人所定様式」および「その他様式」の発行手数料を新設致しました。

## 個人情報開示等事務手数料

平成21年7月1日現在

お受け渡し方法	手数料(消費税含)
店頭でお受け取りの場合 1件につき	525円
郵送の場合 1件につき	1,050円

## 取引履歴明細表発行手数料

平成21年7月1日現在

区 分	手数料(消費税含)
1取引先につき	315円

1.平成21年7月1日より、取引履歴明細表の発行手数料を新設致しました。

## ATM利用手数料

平成21年7月1日現在

キャッシュ（ローン）カードの区分			利用時間	手数料 (消費税含)	
農協カード	当連合会カード 県内農協カード	お預入	平日	8:00～21:00	無料
			土曜日	8:45～21:00	
			日曜日 祝日	9:00～21:00	
		お支払	平日	8:00～21:00	
			土曜日	8:45～21:00	
			日曜日 祝日	9:00～21:00	
	県外農協カード	お預入	平日	8:00～21:00	
			土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00	
お支払		平日	8:00～21:00		
		土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00		
愛媛銀行カード 三菱東京UFJ銀行カード	お支払	平日	8:00～8:45	105円	
			8:45～18:00	無料	
			18:00～21:00	105円	
		土曜日 日曜日 祝日 年末日	9:00～17:00	105円	
		他行カード (愛媛銀行カード、三菱東京UFJ銀行カードは除きます)	お支払	平日	8:00～8:45
8:45～18:00	105円				
18:00～21:00	210円				
土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00	210円			
ゆうちょ銀行ATM利用 (当連合会カードでゆうちょ銀行のATMを利用した場合の手数料です)	お預入	平日	8:00～8:45	105円	
			8:45～18:00	無料	
			18:00～21:00	105円	
		土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00	105円	
		お支払	平日	8:00～8:45	210円
				8:45～18:00	105円
	18:00～21:00			210円	
	土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00	210円		

- 上記手数料は、ATM1回あたりの利用手数料です。
- 当連合会・県内JAおよび全国のJAが発行するキャッシュカードで当連合会を含む全国のJAが設置するATMを利用された場合の手数料は終日無料となります。ただし、他行と共同設置しているATMについては手数料が必要となる場合があります。
- ATMのご利用時間は設置場所により異なります。

## 【ゆうちょ銀行提携】

- 当連合会が発行するキャッシュカードでゆうちょ銀行ATMを利用してお預入・お支払取引がご利用いただけます。手数料は、上記一覧表のとおりとなります。
- ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当連合会ATMからお支払取引がご利用いただけますが、お預入取引はご利用いただけません。
- ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当連合会ATMからお支払取引がご利用いただいた場合の手数料は、ゆうちょ銀行が定めた手数料となります。

# 資料編

## CONTENTS

経営環境と業績	30
財務諸表	31
●貸借対照表	31
●損益計算書	32
●経費の内訳	32
●注記表	33
●剰余金処分計算書	39
損益の状況	40
●最近の5事業年度の主要な経営指標	40
●利益総括表	40
●資金運用収支の内訳	40
●受取・支払利息の増減額	41
貯金に関する指標	41
●科目別貯金平均残高	41
●定期貯金残高	41
貸出金等に関する指標	42
●科目別貸出金平均残高	42
●貸出金の金利条件別内訳残高	42
●貸出金の担保別内訳残高	42
●債務保証の担保別内訳残高	42
●貸出金の用途別内訳残高	43
●貸出金の業種別残高	43
●受託貸付金残高	43
●リスク管理債権の状況	44
●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	44
●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	44
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44
●貸出金償却の額	45
有価証券等に関する指標	45
●種類別有価証券平均残高	45
●商品有価証券種類別平均残高	45
●有価証券残存期間別残高	45
有価証券の時価情報等	46
●有価証券の時価情報	46
●金銭の信託の時価情報	46
●デリバティブ取引等	46
経営諸指標	46
●利益率	46
●貯貸率・貯証率	46

自己資本の充実の状況	47
●自己資本の充実の状況(単体)	47
1. 自己資本の状況	47
2. 信用リスクに関する事項	50
3. 信用リスク削減手法に関する事項	53
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	54
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	55
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	56
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	56
8. 金利リスクに関する事項	57
連結情報	59
●グループの概況	59
●子会社等の状況	59
●事業の概況	59
●最近5年間の連結ベースの主要な経営指標	60
●連結貸借対照表	61
●連結損益計算書	61
●連結キャッシュ・フロー計算書	62
●連結注記表	63
●連結剰余金計算書	70
●連結ベースのリスク管理債権の状況	70
●連結ベースの金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	70
●事業の種類別情報	70
●自己資本の充実の状況(連結)	71
1. 連結の範囲に関する事項	71
2. 自己資本の状況	71
3. 信用リスクに関する事項	73
4. 信用リスク削減手法に関する事項	76
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	76
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	77
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	77
8. 出資等エクスポージャーに関する事項	77
9. 金利リスクに関する事項	78
財務諸表の適正性等にかかる確認	79

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

### 経営環境

日本経済は、リーマンショックを発端とした世界的な金融危機と同時不況により、輸出、設備投資および個人消費が大幅に減少し、GDPが35年ぶりのマイナス幅を示すなど急速に景気が悪化した状況となりました。

こうしたなか、日本銀行が二度にわたって政策金利の引下げを実施しましたが、今後の景気悪化やデフレ懸念、また政府の追加経済対策の動向によっては、更なる金融緩和措置が求められる状況にあります。

一方、金融業界においては、「ゆうちょ銀行」がローン・クレジット等の新規業務に参入するなど、金融サービスをめぐる業態間の競争は一段と激化するものと考えられます。また、今般の金融市場混乱の影響を受け大手銀行などが資本増強を実施し、農林中央金庫においてもJAグループ全体としての安定経営を継続・強化するため、全国の系統組織の協力のもと、大規模な資本増強を実施したところであります。

このような情勢のもと、当会は平成20年度事業方針に基づき、内部統制の整備によりリスク管理を強化し、会員に対する安定的収益還元のため、貸出、有価証券による効率的資金運用に努めました。また、「JAバンク基本方針」に基づき、JAと一体となり県下信用事業の信頼性の維持・向上に取り組みました。

結果的には、金融環境の悪化と経済不況の影響を受け、当期剰余金は前年より大幅に減少するものの、出資配当金および事業分量配当金につきましては、前年並みの水準を確保することが出来ました。

### 業 績

平成21年3月末の県下JA貯金残高は1兆5,697億円となり、前年同月比236億円増加しました。

JA貸出金残高は3,270億円となり、前年同月比154億円増加しました。

当会の資金調達では、平成21年3月末貯金残高は1兆1,522億円となり、前年同月比30億円減少し、平成20年度期中平均残高も1兆1,516億円で、前期比119億円減少しました。

一方、資金運用では、預け金残高は6,820億円となり、前年同月比381億円減少し、期中平均残高は7,069億円で、前期比287億円減少しました。

貸出金残高は985億円となり、前年同月比160億円増加し、期中平均残高は882億円で、前期比25億円増加しました。

有価証券残高は3,709億円となり、前年同月比6億円増加し、期中平均残高は3,821億円で、前期比22億円増加しました。

事業収支では、経常収益は213億9千万円、経常費用は198億2千9百万円となりました。この結果、経常利益は15億6千万円で、前期比15億6千万円の減益となりました。また、当期剰余金は15億6千4百万円で、前期比14億5百万円の減益となりました。

# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	科目	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,365	1,098	貯金	1,151,274	1,154,760
預け金	682,030	720,204	当座貯金	9,690	11,599
系統預け金	681,773	720,097	普通貯金	13,522	13,042
系統外預け金	257	107	貯蓄貯金	21	24
有価証券	370,925	370,257	通知貯金	13,400	2,800
国債	146,205	112,487	別段貯金	901	59
地方債	63,674	60,421	定期貯金	1,113,714	1,127,210
政府保証債	18,197	18,348	定期積金	24	25
金融債	—	38,465	譲渡性貯金	956	488
社債	98,040	90,350	代理業務勘定	21	35
外国証券	36,804	34,187	その他負債	2,880	3,275
株式	1,865	3,293	未払費用・前受収益	1,931	2,102
受益証券	6,137	12,703	その他の負債	948	1,172
貸出金	98,510	82,446	諸引当金	2,890	2,881
手形貸付	1,300	1,594	相互援助積立金	1,626	1,580
証書貸付	63,773	50,675	賞与引当金	60	61
当座貸越	3,692	1,176	退職給付引当金	1,175	1,219
金融機関貸付	29,743	29,000	役員退職慰労引当金	27	20
割引手形	—	—	債務保証	540	632
その他資産	3,866	8,101	負債の部合計	1,158,563	1,162,074
未収収益・前払費用	2,417	2,464	(純資産の部)		
その他の資産	1,449	5,636	出資金	23,091	23,091
固定資産	1,758	1,778	(うち後配出資金)	(—)	(1,061)
有形固定資産	1,751	1,771	再評価積立金	3	3
無形固定資産	7	7	利益剰余金	45,360	45,580
外部出資	62,370	46,190	利益準備金	19,555	18,855
系統出資	61,521	45,344	その他利益剰余金	25,804	26,724
系統外出資	788	785	特別積立金	22,290	21,790
子会社等出資	60	60	当期末処分剰余金	3,514	4,934
繰延税金資産	2,415	378	(うち当期剰余金)	(1,564)	(2,969)
債務保証見返	540	632	会員資本合計	68,454	68,674
貸倒引当金	△1,262	△1,069	その他有価証券評価差額金	△4,496	△728
			評価・換算差額等合計	△4,496	△728
			純資産の部合計	63,958	67,946
資産の部合計	1,222,521	1,230,020	負債及び純資産の部合計	1,222,521	1,230,020

## 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	21,390	19,923
資金運用収益	15,789	15,417
(うち貸出金利息)	( 1,401 )	( 1,370 )
(うち預け金利息)	( 7,731 )	( 7,629 )
(うち有価証券利息配当金)	( 6,652 )	( 6,414 )
役務取引等収益	1,300	1,308
その他事業収益	4,168	1,458
その他経常収益	131	1,738
経常費用	19,829	16,801
資金調達費用	10,138	9,786
(うち貯金利息)	( 10,138 )	( 9,785 )
役務取引等費用	1,240	1,249
その他事業費用	1,538	1,292
経常費用	2,003	2,002
その他経常費用	4,908	2,471
経常利益	1,560	3,121
特別利益	11	537
特別損失	0	31
税引前当期利益	1,571	3,627
法人税、住民税及び事業税	88	485
過年度法人税等修正額	—	77
法人税等調整額	△ 80	96
当期剰余金	1,564	2,969
前期繰越剰余金	1,949	1,964
当期末処分剰余金	3,514	4,934

- (注) 1. 「うち預け金利息」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
2. 「うち貯金利息」には、譲渡性貯金利息及び支払奨励金が含まれています。

## 経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	平成20年度	平成19年度
人件費	1,193	1,172
役員報酬	54	55
給料手当	815	819
うち賞与引当金繰入額	60	61
福利厚生費	148	147
退職給付費用	166	142
役員退職慰労引当金繰入額	7	7
物件費	767	788
事業推進費	77	121
債権管理費	2	3
旅費交通費	27	24
業務費	345	338
負担金	155	157
施設費	155	138
雑費	3	4
税金	41	41
合計	2,003	2,002

## 注記表

平成20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

<p>(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>	<p>① 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高がない科目は「-」で表示しています。</p> <p>② 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・ その他有価証券             <ul style="list-style-type: none"> <li>時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>時価のないもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>③ 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。</li> <li>動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。</li> </ul> <p>④ 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。</p> <p>⑤ 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>⑥ 引当金の計上方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 貸倒引当金             <p>貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は貸倒実績率を採用）を引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てし、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権の引当金の見積もりは、従来、貸倒実績率に基づき算定した額を引き当てしていましたが、当年度より債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により引き当てを行っています。これにより、経常利益は139百万円減少しています。</p> </li> <li>b. 退職給付引当金             <p>退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> </li> <li>c. 役員退職慰労引当金             <p>役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。</p> </li> <li>d. 賞与引当金             <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。</p> </li> </ul> <p>⑦ 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から同会計基準及び適用指針を適用しています。</p> <p>なお、該当するリース資産はありません。</p> <p>⑧ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>
<p>(2) 貸借対照表に関する注記</p>	<p>① 有形固定資産の減価償却累計額は1,056百万円です。</p>

- ② 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン及びその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。
- |                  | 1年以内 | 1年超   | 合計    |
|------------------|------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 0百万円 | 39百万円 | 40百万円 |
| オペレーティング・リース     | 0百万円 | 4百万円  | 5百万円  |
- ③ 先物取引証拠金の代用として有価証券5,000百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れています。
- ④ 子会社等に対する金銭債権の総額は、1百万円です。
- ⑤ 子会社等に対する金銭債務の総額は、172百万円です。
- ⑥ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- ⑦ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- ⑧ 貸出金のうち、破綻先債権額は111百万円、延滞債権額は1,843百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ⑨ 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ⑩ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ⑪ 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,954百万円です。なお、⑧から⑪に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ⑫ 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、残高はありません。
- ⑬ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は60,569百万円です。
- ⑭ 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金27,243百万円が含まれています。

(3) 損益計算書に関する注記

- ① 子会社等との取引による収益総額 2百万円  
 うち事業取引高 2 〃  
 うち事業取引以外の取引高 ー 〃
- ② 子会社等との取引による費用総額 400 〃  
 うち事業取引高 400 〃  
 うち事業取引以外の取引高 ー 〃
- ③ 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は89百万円です。

(4) 有価証券に関する注記

- ① 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下⑤まで同様です。
- a. 売買目的有価証券はありません。
- b. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	ー百万円	ー百万円	ー百万円	ー百万円	ー百万円
地方債	29,627 〃	30,288 〃	661 〃	669 〃	8 〃
金融債	ー 〃	ー 〃	ー 〃	ー 〃	ー 〃
社債	35,019 〃	34,130 〃	△ 889 〃	205 〃	1,095 〃
外国証券	3,997 〃	2,753 〃	△1,243 〃	ー 〃	1,243 〃
その他	ー 〃	ー 〃	ー 〃	ー 〃	ー 〃
合計	68,644 〃	67,172 〃	△1,472 〃	875 〃	2,347 〃

(注) 1.時価は、当期末における市場価格等に基づいています。  
 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## c. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	2,880 百万円	1,865 百万円	△1,014 百万円	— 百万円	1,014 百万円
債 券	296,401 〃	294,278 〃	△2,123 〃	1,944 〃	4,067 〃
国 債	148,068 〃	146,205 〃	△1,863 〃	428 〃	2,291 〃
地方債	33,609 〃	34,046 〃	436 〃	491 〃	55 〃
政保債	17,908 〃	18,197 〃	289 〃	289 〃	— 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	63,654 〃	63,020 〃	△ 633 〃	366 〃	1,000 〃
外国証券	33,159 〃	32,807 〃	△ 352 〃	368 〃	720 〃
そ の 他	9,452 〃	6,137 〃	△3,315 〃	— 〃	3,315 〃
合 計	308,734 〃	302,281 〃	△6,452 〃	1,944 〃	8,397 〃

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上しています

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳です。

3. 上記評価差額に繰延税金資産1,956百万円を加えた金額△4,496百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

4. 減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理することとされていますが、当期における減損処理はありません。

## ② 当年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。

	売却原価	売却額	売却損	売却の理由
外国証券	1,000 百万円	96 百万円	904 百万円	債券発行者の信用状態
合 計	1,000 〃	96 〃	904 〃	の著しい悪化

## ③ 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
	168,534 百万円	3,512 百万円	4,687 百万円

## ④ 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社及び子法人等株式	60 百万円
関連法人等株式	— 〃
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	190 百万円

## ⑤ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	18,361 百万円	84,096 百万円	229,739 百万円	30,725 百万円
国 債	— 〃	7,228 〃	108,251 〃	30,725 〃
地方債	4,870 〃	21,555 〃	37,247 〃	— 〃
政保債	6,531 〃	11,666 〃	— 〃	— 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	6,958 〃	34,961 〃	56,120 〃	— 〃
外国証券	— 〃	8,684 〃	28,119 〃	— 〃
そ の 他	— 〃	726 〃	1,528 〃	— 〃
合 計	18,361 〃	84,822 〃	231,268 〃	30,725 〃

## (5) 退職給付に関する注記

## ① 退職給付

## a. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

## b. 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,175 百万円
退職給付引当金	△1,175 〃

## c. 退職給付費用の内訳

勤務費用	75 百万円
臨時に支払った割増退職金	91 〃
退職給付費用	166 〃

## ② 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっています。

また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、212百万円となっています。

(6) 税効果会計に関する注記	① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。	
	繰延税金資産	
	貸倒引当金超過額	245百万円
	退職給付引当金超過額	325 /
	繰延資産超過額	14 /
	賞与引当金超過額	18 /
	その他有価証券評価差損	1,956 /
	相互援助積立金超過額	504 /
	有価証券有税償却	42 /
	事業税	5 /
	その他	160 /
	繰延税金資産小計	3,273 /
	評価性引当額	△ 857 /
	繰延税金資産合計 (A)	2,415 /
	繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	— 百万円
	その他	— /
	繰延税金負債合計 (B)	— /
	繰延税金資産の純額 (A) + (B)	2,415 /
	② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
	法定実効税率	31.0%
	(調整)	
	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.6 /
	事業分量配当金	△ 21.8 /
その他	△ 4.5 /	
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.5 /	
法定実効税率については、平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当年度の繰延税金資産および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。		

## 注記表

平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	① 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末に残高がない科目は「—」で表示しています。
	② 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
	・ 売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
	・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
	・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
	・ その他有価証券
	時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの…取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
	なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
	③ 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。	
動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。	
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更による当期の損益に与える影響は軽微であります。	
また、当年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存価額を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	
④ 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。	
⑤ 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。	
⑥ 引当金の計上方法	

## (2) 貸借対照表に関する注記

## a. 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した、繰入期限額とを比較し、いずれが多い額（当期は税法基準を採用）を引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## b. 退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

## c. 役員退職慰勞引当金

役員退職慰勞引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。

## d. 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。

- ⑦ リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- ⑧ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- ⑨ 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第17号平成20年3月28日）により改正され、平成20年3月28日から施行されたことに伴い、従来の「役員退任給与引当金」は、「役員退職慰勞引当金」として表示しています。
- ⑩ 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

- ① 有形固定資産の減価償却累計額は1,028百万円です。
- ② 愛媛県指定金融機関に対し、指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れています。
- ③ 子会社等に対する金銭債権はありません。
- ④ 子会社等に対する金銭債務の総額は、250百万円です。
- ⑤ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- ⑥ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- ⑦ 貸出金のうち、破綻先債権額は446百万円、延滞債権額は2,258百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ⑧ 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ⑨ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ⑩ 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,707百万円です。なお、⑦から⑩に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ⑪ 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、残高はありません。
- ⑫ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は62,714百万円です。
- ⑬ 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金23,500百万円が含まれています。

(3) 損益計算書に関する注記

- ① 子会社等との取引による収益総額 0 百万円  
 うち事業取引高 0 〃  
 うち事業取引以外の取引高 ー 〃
- ② 子会社等との取引による費用総額 402 〃  
 うち事業取引高 402 〃  
 うち事業取引以外の取引高 ー 〃
- ③ 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 60 百万円です。
- ④ 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日））を適用しておりますが、これによる税引前当期利益に与える影響はありません。なお、業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案し、本所（別館を含む）、支店、研修施設並びに福利厚生施設を一つのグルーピングとしており、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としています。
- ⑤ スーパー定期貯金5年もの中途解約利息について  
 当会が電算事務を委託しております（株）愛媛県農協電算センターにおいて、スーパー定期貯金5年もの中途解約利息の一部に計算ミスがあったことが判明いたしました。  
 本件に該当するのは、平成18年7月24日から平成20年3月31日までの間に中途解約されたお客様5先（9件）50,517円（税引前利息）です。これによる財務諸表への影響は軽微です。

(4) 有価証券に関する注記

- ① 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下⑤まで同様です。
- a. 売買目的有価証券はありません。
- b. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
地方債	16,897 〃	17,548 〃	651 〃	655 〃	4 〃
金融債	ー 〃	ー 〃	ー 〃	ー 〃	ー 〃
社債	40,429 〃	41,306 〃	877 〃	929 〃	52 〃
外国証券	4,996 〃	4,611 〃	△385 〃	ー 〃	385 〃
その他	ー 〃	ー 〃	ー 〃	ー 〃	ー 〃
合計	62,322 〃	63,466 〃	1,143 〃	1,585 〃	442 〃

c. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	3,851 百万円	3,293 百万円	△ 558 百万円	12 百万円	570 百万円
債券	290,207 〃	291,937 〃	1,730 〃	5,052 〃	3,322 〃
国債	111,755 〃	112,487 〃	731 〃	2,863 〃	2,131 〃
地方債	42,868 〃	43,524 〃	655 〃	753 〃	98 〃
政保債	17,907 〃	18,348 〃	440 〃	440 〃	ー 〃
金融債	38,502 〃	38,465 〃	△ 36 〃	3 〃	40 〃
社債	49,640 〃	49,921 〃	281 〃	525 〃	244 〃
外国証券	29,533 〃	29,191 〃	△ 342 〃	465 〃	808 〃
その他	14,604 〃	12,703 〃	△1,900 〃	7 〃	1,908 〃
合計	308,663 〃	307,934 〃	△ 728 〃	5,072 〃	5,801 〃

なお、上記評価差額は繰延税金資産の回収可能性はないものとして、純額△728百万円を「その他有価証券評価差額金」に表示しています。

- ② 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- ③ 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
- | 売却額        | 売却益       | 売却損       |
|------------|-----------|-----------|
| 88,271 百万円 | 2,315 百万円 | 2,847 百万円 |
- ④ 時価のない有価証券のうち、主なものの内容及び貸借対照表計上額は、次のとおりです。
- | 内 容                 | 貸借対照表計上額 |
|---------------------|----------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 |          |
| 子会社及び子法人等株式         | 60 百万円   |
| 関連法人等株式             | ー 〃      |
| その他有価証券             |          |
| 非上場株式（店頭売買株式を除く）    | 188 百万円  |
- ⑤ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	53,141 百万円	76,838 百万円	184,805 百万円	39,476 百万円
国債	—	10,316	62,694	39,476
地方債	5,486	21,692	33,242	—
政保債	—	18,348	—	—
金融債	38,465	—	—	—
社債	9,188	23,145	58,016	—
外国証券	—	3,335	30,851	—
その他	—	1,880	1,916	—
合計	53,141	78,718	186,721	39,476

⑥当年度においてはその他有価証券で時価のある株式について、時価が著しく下落（取得価額に比して時価が30%以上下落）したため、217百万円減損処理を行っています。

(5) 退職給付に関する注記

①退職給付

a. 採用している退職給付制度の概要  
 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

b. 退職給付債務の額、退職給付引当金の額等に関する事項

退職給付債務の額	1,219 百万円
退職給付引当金の額	1,219
退職給付費用の額	142

なお、退職給付債務の額には、早期退職支援規程に基づく加算金71百万円が含まれています。

②人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。  
 なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっています。  
 また、存続組合より示され平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、230百万円となっています。

(6) 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等  
 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	202 百万円
退職給付引当金超過額	327
繰延資産超過額	59
賞与引当金超過額	19
その他有価証券評価差損	226
その他	696
繰延税金資産小計	1,531
評価性引当額	△ 1,153
繰延税金資産合計(A)	378
繰延税金負債	
その他有価証券	— 百万円
その他	—
繰延税金負債合計(B)	—
繰延税金資産の純額(A) + (B)	378

②法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.1 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 12.9
その他	△ 2.8
税効果会計適用後の法人税の負担率	16.0

## 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	平成20年度	平成19年度
1 当期末処分剰余金	3,514	4,934
2 剰余金処分額	2,190	2,984
(1) 利益準備金	400	700
(2) 任意積立金	—	500
特別積立金	—	500
(3) 出資配当金	687	666
普通出資に対する配当金	684	653
後配出資に対する配当金	2	13
(4) 事業分量配当金	1,103	1,117
3 次期繰越剰余金	1,323	1,949

- (注) 1. 普通出資に対する配当金は年3.00%、後配出資に対する配当金は年1.00%の割合です。  
 2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。  
 平成20年度ネット定期貯金平均残高に対して 平成19年度ネット定期貯金平均残高に対して  
 0.100% 1,103 百万円 0.100% 1,117 百万円

# 損益の状況

## 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
経常収益	21,390	19,923	16,369	13,014	12,452
経常利益	1,560	3,121	3,998	3,344	2,822
当期剰余金	1,564	2,969	3,251	2,956	2,370
出資金 (出資口数)	23,091 (4,618,263)	23,091 (4,618,263)	23,091 (4,618,267)	23,091 (4,618,267)	23,091 (4,618,267)
資本金額				62,723	68,005
純資産額	63,958	67,946	69,069		
総資産額	1,222,521	1,230,020	1,224,909	1,183,859	1,200,562
貯金等残高	1,152,230	1,155,249	1,148,084	1,116,137	1,126,387
貸出金残高	98,510	82,446	82,728	82,902	71,710
有価証券残高	370,925	370,257	379,258	361,059	303,886
剰余金配当金額	1,790	1,784	2,047	1,723	1,706
普通出資配当額	684	653	621	591	574
後配出資配当額	2	13	23	33	38
事業分量配当額	1,103	1,117	1,402	1,098	1,093
職員数	117	115	127	134	149
単体自己資本比率(旧基準)				20.99	21.27
単体自己資本比率(新基準)	20.79	21.45	22.60		

- (注) 1. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令41号・平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が平成18年度から「純資産の部」に改正されたことから、「資本金」と「純資産額」を区分して記載しています。  
 2. 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準(「農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準」金融庁・農林水産省告示第2号・平成18年3月28日)に基づき算出しています。

## 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	平成20年度	平成19年度	増減
資金運用収支	5,650	5,631	19
役務取引等収支	59	59	0
その他事業収支	2,630	165	2,464
事業粗利益 (事業粗利益率)	8,341 (0.71)	5,856 (0.49)	2,484 (0.22)

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用) 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用  
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支  
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

## 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	平成20年度			平成19年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,177,695	15,789	1.341	1,201,614	15,417	1.283
うち預け金	706,943	7,731	1.094	735,736	7,629	1.037
うち有価証券	382,155	6,652	1.741	379,902	6,414	1.688
うち貸出金	88,237	1,401	1.589	85,649	1,370	1.600
資金調達勘定	1,151,764	10,138	0.880	1,163,720	9,786	0.841
うち貯金・定積	1,142,133	10,075	0.882	1,152,894	9,719	0.843
うち譲渡性貯金	9,555	62	0.656	10,743	66	0.617
うち借入金	—	—	—	—	—	—
経費		2,003			2,002	
資金調達原価率			1.054			1.013
総資金利ざや			0.287			0.270

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率  
 資金調達原価率=(資金調達費用+経費-金銭の信託運用見合費用)/(資金調達勘定平均残高-金銭の信託運用見合額)×100  
 資金調達費用=貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等)  
 資金調達勘定平均残高=貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)  
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。  
 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	平成20年度増減額	平成19年度増減額
受 取 利 息	372	2,206
うち 預 け 金	101	1,793
うち 有 価 証 券	238	184
うち 貸 出 金	31	228
支 払 利 息	352	2,616
うち 貯 金・定 積	356	2,577
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 3	41
うち 借 用 金	—	—
差 し 引 き	19	△ 409

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。  
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息の増減額です。

## 貯金に関する指標

### 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
流 動 性 貯 金	27,134 ( 2.4)	26,554 ( 2.3)	580
定 期 性 貯 金	1,114,829 ( 96.8)	1,126,177 ( 96.8)	△ 11,347
そ の 他 の 貯 金	168 ( 0.0)	162 ( 0.0)	6
計	1,142,133 ( 99.2)	1,152,894 ( 99.1)	△ 10,761
譲 渡 性 貯 金	9,555 ( 0.8)	10,743 ( 0.9)	△ 1,187
合 計	1,151,688 (100.0)	1,163,637 (100.0)	△ 11,949

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( ) 内は構成比です。

### 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
定期貯金	1,113,714 (100.0)	1,127,210 (100.0)	△ 13,495
うち固定金利定期	1,113,714 (100.0)	1,127,209 (100.0)	△ 13,494
うち変動金利定期	0 ( 0.0)	1 ( 0.0)	△ 1

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( ) 内は構成比です。

# 貸出金等に関する指標

## 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
手形貸付	1,337	1,764	△ 427
証書貸付	56,161	45,866	10,294
金融機関貸付	28,601	36,554	△ 7,952
当座貸越	2,134	1,460	673
割引手形	3	3	0
合 計	88,237	85,649	2,588

## 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
固定金利貸出	29,488 (29.9)	31,577 (38.3)	△ 2,088
変動金利貸出	69,021 (70.1)	50,869 (61.7)	18,152
合 計	98,510 (100.0)	82,446 (100.0)	16,063

(注) ( )内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
貯金・定期積金等	158	170	△ 11
有価証券	—	67	△ 67
動 産	—	—	—
不 動 産	5,492	6,641	△ 1,148
その他担保物	173	682	△ 508
小 計	5,824	7,561	△ 1,736
農業信用基金協会保証	39	52	△ 13
その他保証	428	686	△ 258
小 計	467	739	△ 272
信 用	92,218	74,146	18,072
合 計	98,510	82,446	16,063

## 債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	84	80	4
その他担保物	—	—	—
小 計	84	80	4
信 用	455	552	△ 97
合 計	540	632	△ 92

## 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
設 備 資 金	5,021 ( 5.1)	5,529 ( 6.7)	△ 508
運 転 資 金	93,489 ( 94.9)	76,917 ( 93.3)	16,571
合 計	98,510 (100.0)	82,446 (100.0)	16,063

(注) ( )内は構成比です。

## 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
農 業	— ( —)	— ( —)	—
林 業	7 ( 0.0)	— ( —)	7
水 産 業	13 ( 0.0)	16 ( 0.0)	△ 3
製 造 業	10,796 ( 11.0)	4,164 ( 5.1)	6,631
鉱 業	— ( —)	— ( —)	—
建 設 業	1,314 ( 1.3)	770 ( 0.9)	543
電気・ガス・熱供給・水道業	— ( —)	— ( —)	—
運 輸 ・ 通 信 業	3,332 ( 3.4)	3,825 ( 4.6)	△ 492
卸売・小売業・飲食店	11,199 ( 11.4)	9,594 ( 11.6)	1,604
金 融 ・ 保 険 業	30,078 ( 30.5)	29,426 ( 35.7)	651
不 動 産 業	4,718 ( 4.8)	3,785 ( 4.6)	933
サ ー ビ ス 業	13,645 ( 13.9)	10,904 ( 13.2)	2,740
地 方 公 共 団 体	14,120 ( 14.3)	12,857 ( 15.6)	1,263
そ の 他	9,283 ( 9.4)	7,100 ( 8.6)	2,183
合 計	98,510 (100.0)	82,446 (100.0)	16,063

(注) ( )内は構成比です。

## 受託貸付金残高

(単位:百万円)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	3,171	3,774	△ 603
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	178	215	△ 37
(独)住宅金融支援機構	19,748	22,786	△ 3,037
(独)福祉医療機構	116	159	△ 43
(独)農業者年金基金	8	12	△ 4
農 業 改 良 資 金	182	253	△ 70
就 農 支 援 資 金	67	68	0
合 計	23,472	27,270	△ 3,797

## リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成20年度	平成19年度	増 減
破綻先債権額	111	446	△ 335
延滞債権額	1,843	2,258	△ 415
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	1	△ 1
合 計	1,954	2,707	△ 752

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			合 計
		担 保	保 証	引 当	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	412	257	0	154	412
危険債権	1,593	785	0	714	1,499
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	2,005	1,042	0	868	1,912
正常債権	97,200				
合 計	99,205				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	平成20年度					平成19年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	286	393	—	286	393	285	286	—	285	286
個別貸倒引当金	782	868	0	781	868	1,380	782	60	1,320	782
合 計	1,069	1,262	0	1,068	1,262	1,666	1,069	60	1,606	1,069

## 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	平成20年度	平成19年度
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、平成20年度及び平成19年度においては発生していません。

## 有価証券等に関する指標

### 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成20年度	平成19年度	増 減
国 債	128,358	136,586	△ 8,227
地 方 債	65,041	60,938	4,102
政府保証債	17,907	17,906	1
金 融 債	19,053	28,653	△ 9,600
短期社債	—	—	—
社 債	96,431	83,974	12,457
株 式	5,556	9,489	△ 3,932
外国証券	36,128	31,960	4,168
受益証券	13,678	10,394	3,283
投資証券	—	—	—
合 計	382,155	379,902	2,253

### 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成20年度								
国 債	—	5,115	2,112	5,317	102,934	30,725	—	146,205
地 方 債	4,870	8,917	12,638	16,034	21,212	—	—	63,674
政府保証債	6,531	11,666	—	—	—	—	—	18,197
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,958	11,085	23,875	13,728	42,391	—	—	98,040
株 式	—	—	—	—	—	—	1,865	1,865
外国証券	—	2,074	6,610	8,993	19,126	—	—	36,804
受益証券	—	—	726	778	750	—	3,882	6,137
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成19年度								
国 債	—	5,160	5,156	15,907	46,786	39,476	—	112,487
地 方 債	5,486	15,810	5,881	16,392	16,850	—	—	60,421
政府保証債	—	18,348	—	—	—	—	—	18,348
金 融 債	38,465	—	—	—	—	—	—	38,465
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	9,188	7,619	15,526	26,950	31,066	—	—	90,350
株 式	—	—	—	—	—	—	3,293	3,293
外国証券	—	—	3,335	7,578	23,272	—	—	34,187
受益証券	—	—	1,880	—	1,916	—	8,907	12,703
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—

## 有価証券の時価情報等

### 有価証券の時価情報

(単位:百万円)

区 分	平成20年度			平成19年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	68,644	67,172	△ 1,472	62,322	63,466	1,143
そ の 他	308,734	302,281	△ 6,452	308,663	307,934	△ 728
合 計	377,378	369,453	△ 7,924	370,986	371,401	414

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
 2. 取得価額は、取得価額又は償却原価によっています。  
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めることとなっていますが、平成20年度及び平成19年度における残高はありません。  
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。  
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

### 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

### デリバティブ取引等

該当する取引はありません。

## 経営諸指標

### 利益率

(単位:%)

項 目	平成20年度	平成19年度	増 減
総資産経常利益率	0.13	0.25	△ 0.12
純資産経常利益率	2.23	4.55	△ 2.32
総資産当期純利益率	0.13	0.24	△ 0.11
純資産当期純利益率	2.23	4.32	△ 2.09

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

### 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		平成20年度	平成19年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8.5	7.1	1.4
	期中平均	7.7	7.4	0.3
貯 証 率	期 末	32.2	32.1	0.1
	期中平均	33.2	32.6	0.6

- (注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100  
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100  
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100  
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## 自己資本の充実の状況（単体）

### 1. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、平成21年3月末における自己資本比率は、20.79%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 230億円（前年度 220億円）
- 後配出資による資本調達額 -億円（前年度 10億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加及びオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。



## (1) 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	平成20年度	平成19年度	項目	平成20年度	平成19年度
出 資 金	23,091	23,091	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち 後 配 出 資 金	—	—			
回 転 出 資 金	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	3	3			
資 本 準 備 金	—	—	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
利 益 準 備 金	19,955	19,555			
積 立 金	22,290	22,290	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
特別積立金	22,290	22,290			
次期繰越剰余金	1,323	1,949			
処分未済持分(△)	—	—			
その他有価証券の評価差損(△)	—	△728	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ (告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
営業権相当額(△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—			
基本的項目計(A)	66,664	66,162	控除項目計(D)	—	—
			自己資本額(C-D)(E)	68,684	68,029
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	資産(オン・バランス)項目	318,179	305,651
一般貸倒引当金	393	286	オフ・バランス取引等項目	745	547
相互援助積立金	1,626	1,580	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,393	10,930
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—	リスク・アセット等計(F)	330,317	317,129
期限付劣後債務	—	—	Tier1比率(A/F)	20.18	20.86
補完的項目不算入額(△)	—	—			
補完的項目計(B)	2,020	1,867	自己資本比率(E/F)	20.79	21.45
自己資本総額(A+B)(C)	68,684	68,029			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。  
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。  
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。  
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を診断するための基準等の特例を定める告示(平成20年金融庁・農水省告示第22号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券の評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)で記載しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	平成20年度			平成19年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	146,297	—	—	109,925	—	—
我が国の地方公共団体向け	77,323	—	—	72,538	—	—
地方公営企業等金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	33,390	1,599	63	35,913	1,852	74
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	728,660	167,466	6,698	799,562	178,653	7,146
法人等向け	127,410	75,712	3,028	108,804	63,496	2,539
中小企業等向け及び 個人向け	132	95	3	126	91	3
抵当権付住宅ローン	295	103	4	427	149	5
不動産取得等事業向け	1,457	1,065	42	1,549	1,340	53
三月以上延滞等	185	43	1	203	80	3
信用保証協会等 による保証付	48	4	0	52	5	0
出資等	67,087	67,087	2,683	56,659	56,659	2,266
複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	39,249	5,747	229	35,218	3,869	154
エクスポージャー別計	1,221,538	318,924	12,756	1,220,981	306,198	12,247
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	11,393	455	10,930	437		
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	330,317	13,212	317,129	12,685		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。  
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。  
 6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))  

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 2. 信用リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスクのことです。  
 当社では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」等に基づき、適切に管理を行っています。  
 与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先等に対する信用状況モニタリングの実施などを行っています。また、貸出金及び有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルト等に伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターン確保が図れる態勢としています。
- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」等に基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」及び「資産の評価および償却・引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しています。具体的には前記、注記表(P33)に記載しています。

### ◇標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項目	平成20年度					平成19年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	1,181,687	99,784	325,246	—	185	1,182,191	83,543	316,192	—	203
国 外	39,851	—	36,854	—	—	38,790	—	34,078	—	—
地域別残高計	1,221,538	99,784	362,100	—	185	1,220,981	83,543	350,270	—	203
法人	農 業	306	306	—	—	348	348	—	—	—
	林 業	7	7	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	13	13	—	—	13	16	—	—	16
	製 造 業	38,807	11,087	26,334	—	—	26,377	4,174	20,035	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	16,351	6,043	10,261	—	43	15,142	4,564	10,455	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	4,506	—	4,506	—	—	7,527	—	7,527	—
	運 輸 ・ 通 信 業	21,159	3,338	17,447	—	—	21,232	3,832	17,018	—
	金 融 ・ 保 険 業	826,986	38,190	42,786	—	—	885,754	35,239	80,570	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	47,141	25,158	21,725	—	54	40,635	20,811	19,133	—
	日本国政府・地方公共団体	223,621	14,120	209,328	—	—	182,463	12,857	169,603	—
上 記 以 外	36,597	—	29,710	—	—	37,405	—	25,926	—	
個 人	1,564	1,518	—	—	73	1,697	1,697	—	—	79
そ の 他	4,473	—	—	—	—	2,379	—	—	—	—
業種別残高計	1,221,538	99,784	362,100	—	185	1,220,981	83,543	350,270	—	203
1 年 以 下	706,127	4,760	18,211	—	—	779,030	4,407	53,179	—	—
1 年 超 3 年 以 下	48,982	11,376	37,605	—	—	54,239	8,293	45,945	—	—
3 年 超 5 年 以 下	57,331	20,093	37,739	—	—	34,061	7,819	24,369	—	—
5 年 超 7 年 以 下	68,721	23,352	45,590	—	—	77,702	14,680	63,022	—	—
7 年 超 10 年 以 下	197,176	8,730	187,695	—	—	146,723	21,503	123,303	—	—
10 年 超	64,154	28,896	35,257	—	—	65,890	25,440	40,449	—	—
期限の定めのないもの	79,045	2,574	—	—	—	63,332	1,397	—	—	—
残存期間別残高計	1,221,538	99,784	362,100	—	—	1,220,981	83,543	350,270	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。  
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。  
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。  
 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

項目	平成20年度					平成19年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	286	393	—	286	393	285	286	—	285	286
個別貸倒引当金	782	868	0	781	868	1,380	782	60	1,320	782
合 計	1,069	1,262	0	1,068	1,262	1,666	1,069	60	1,606	1,069

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	平成20年度						平成19年度					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
目的使用			その他	目的使用		その他						
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	229	—	—	229	—	212	229	—	212	229	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	442	750	—	442	750	867	442	—	867	442	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	25	11	—	25	11	66	25	—	66	25	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	47	54	—	47	54	190	47	41	149	47	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	37	52	0	36	52	—	43	37	19	24	37	
業種別計	782	868	0	781	868	—	1,380	782	60	1,320	782	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

項 目	平成20年度			平成19年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	273,870	273,870	—	230,772	230,772
	10%	—	16,038	16,038	—	18,553	18,553
	20%	16,231	703,210	719,441	16,614	776,848	793,462
	35%	—	294	294	—	427	427
	50%	75,335	165	75,501	62,925	141	63,066
	75%	—	126	126	—	121	121
	100%	25,422	110,815	136,238	20,299	94,236	114,536
	150%	—	26	26	—	40	40
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	
合 計	116,989	1,104,548	1,221,538	99,839	1,121,142	1,220,981	

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

##### ○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で適格格付機関がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

##### ○内部管理における信用リスク削減手法

###### • 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保に関する評価及び管理方針は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価基準細目」ならびに「自己査定規程」等に基づき、定期的に担保確認及び評価の見直しを行なっています。

###### • 主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	平成20年度			平成19年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	17,399	—	—	17,398	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	105	553	—	77	58	—
中小企業等向け及び個人向け	—	0	—	—	1	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	2	—	—
合計	105	17,953	—	79	17,458	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

### ◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、「リスクリミット方針」及び「余裕金運用事務取扱要領」に基づき、与信限度額等を定め管理しています。また、「資産の評価および償却・引当規程」に基づき、適切に評価・管理しています。

なお、平成20年3月末時点、平成21年3月末時点における派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

**(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳**

該当する取引はありません。

**(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ**

該当する取引はありません。

**(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ**

該当する取引はありません。

**5. 証券化エクスポージャーに関する事項****◇リスク管理の方針及び手続の概要**

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会では、証券化エクスポージャーに関し、個別与信について信用の供与等の限度額管理を行なうとともに、「資産の評価および償却・引当規程」に基づき、適切に評価・管理を実施します。

なお、平成20年3月末時点、平成21年3月末時点における証券化エクスポージャー取引はありません。

**◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称**

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において標準的手法を採用し、外部格付による算出、裏付資産による算出のいずれかにより算出します。

**◇証券化取引に関する会計方針**

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行います。

**◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称**

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

**(1) 当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はありません。

**(2) 当会が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はありません。

## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じています。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアル等の遵守による堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮等を通じて内部牽制を強化することにより事故等の未然防止に努めています。

- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い当会が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産（情報及び情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じています。

また、当会子会社で且つ事務委託先である(株)愛媛県農協電算センターのシステム運営状況、自主点検内容等の検証を通じ、当社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システム等の障害発生の未然防止に努めています。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### ◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資等エクスポージャーに関し、信用の供与等の限度額管理を行なうとともに、「資産の評価および償却・引当規程」に基づき、適切に評価・管理しています。

- 有価証券勘定の株式

有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っています。

さらに、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券並びに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しています。

- 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、上記の評価・管理と併せて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めています。

## (1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

項目	平成20年度		平成19年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,865	1,865	3,293	3,293
非上場	62,370	62,370	46,190	46,190
合計	64,235	64,235	49,483	49,483

## (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

平成20年度			平成19年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
41	2,158	—	1,453	2,053	217

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

平成20年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	1,014	12	570

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

平成20年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

## ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々なリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。また、主な「市場リスク」のひとつである「金利リスク」は、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

当会では、市場関連取引を経営戦略上重要な収益源として位置付け、「金利リスク」を含む「市場リスク」を的確にコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

リスクテイクを行うにあたっては、「リスクマネジメント規程」に基づき、市場リスクについて運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠を設定し、日々の管理を行っています。

金利リスクの把握については、バンキング業務に係るリスク量をVaR（注1）により把握し、さらに、保有有価証券の金利リスク量をBPV（注2）及び評価損益等の多面的な手法により、評価・検証を行っています。

また、リスクマネジメント委員会において、長期収支シミュレーションにより将来的なリスク量を算出し、投資方針の策定やリスク削減手法等を検討しています。

なお、市場取引業務の遂行にあたっては、市場部門（フロント・セクション）、リスク管理部門（ミドル・セクション）、事務管理部門（バック・セクション）を分離し、牽制機能を確保しています。

#### ◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるVaR（信頼区間：99.0%、保有期間：120日）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象は金融資産・負債としています。

（注1）VaR…… 価格が変動する資産や負債を過去の価格変化のデータに基づき、統計的な手法を用いて考えられる最大の損失額を計測する手法のことです。例えば、過去5年間の債券相場の変動を基に、現在保有している債券で最大いくらの損失が発生するかを計測し、その金額をリスク量とします。

（注2）BPV…… 金利変動によって価値が変動する資産や負債のリスク量を計測する手法のことです。例えば、金利が1%上昇したときに、国債の価格がどの程度変化するかを計測し、その価値の変化額をリスク量とします。

### 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成20年度	平成19年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	13,671	10,728

（注）内部管理で使用している市場統合VaRのうち、金利リスクにかかるVaR値を記載しています。

## 連結情報

### グループの概況

【名 称】愛媛県信用農業協同組合連合会  
【業務内容】貯金業務、融資業務、為替業務等

【名 称】株式会社 愛媛県農協電算センター  
【業務内容】電算業務及び電算業務に附帯する業務

### 子会社等の状況

会社名	業務内容	所在地	設立年月日	資本金 又は 出資金	当会の 議決権比率	当会及び他 の子会社の 議決権比率
株式会社 愛媛県農協 電算センター	電算業務及び 電算業務に 附帯する業務	松山市土居田町 31番地1	昭和52年 2月8日	100百万円	60%	60%

### 事業の概況

当会および子会社の事業概況は以下のとおりです。

#### ○愛媛県信用農業協同組合連合会（信用事業）～親会社

当会は農業協同組合法に基づき、JAや農業者をはじめ企業や地方公共団体等の事業に必要な資金の貸付や、県下JA、関係団体等から貯金や定期積金の受入を行っています。

また、この他に振込・代金取立等を行う為替業務や、JA信用事業の機能・サービスの拡充・強化の支援を行う金融推進業務、公金取扱業務、株式会社日本政策金融公庫資金をはじめとする制度資金を取扱う受託業務等を行っています。

平成20年度の主要勘定は、貯金を主とする負債については1兆1,585億円、貸出金、預金・有価証券等余裕金を主とする資産については1兆2,225億円、出資金および剰余金等の純資産については639億円となっています。

#### ○株式会社愛媛県農協電算センター（電算処理）～子会社

当社は当会および県下JAの信用事業に係る電算処理等を主な業務としています。

平成20年度においては、システムの安定稼働と情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）構築への対応および経営の健全化に向けた対応を重点事項として取り組みました。

システムの安定稼働については、障害復旧訓練の実施等により、システム運用技術の向上を図り、県域システムの安定運行に努めました。

ISMS構築については、情報資産の洗い出し・リスク評価等を行いリスク対応計画に基づく対応等、情報セキュリティ態勢の充実に努めました。

経営の健全化については、センターの経費削減および当会と連携した要人体制の見直し等による収支改善を踏まえ、県域システム利用料の改定等について組織合意を諮りました。

## 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
連結経常収益	21,683	20,236	16,762	14,258	13,796
連結経常利益	1,341	3,051	3,894	3,460	2,975
連結当期剰余金	1,432	2,924	3,168	2,936	2,416
連結資本額				63,074	68,376
連結純資産額	64,190	68,396	69,592		
連結総資産額	1,222,940	1,230,482	1,225,448	1,184,502	1,201,261
連結自己資本比率(旧基準)				21.17	21.44
連結自己資本比率(新基準)	20.76	21.46	22.58		

- (注) 1. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令41号・平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が平成18年度から「純資産の部」に改正されたことから、「資本額」と「純資産額」を区分して記載しています。
2. 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準(「農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準」金融庁・農林水産省告示第2号・平成18年3月28日)に基づき算出しています。



(株)愛媛県農協電算センター

## 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成19年度 (平成20年3月31日)	科 目	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成19年度 (平成20年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	1,365	1,098	貯 金	1,151,101	1,154,509
預 け 金	682,030	720,204	譲 渡 性 貯 金	956	488
有 価 証 券	370,925	370,257	代 理 業 務 勘 定	21	35
貸 出 金	98,510	82,446	そ の 他 負 債	2,967	3,272
そ の 他 資 産	3,912	8,150	諸 引 当 金	3,163	3,146
固 定 資 産	2,192	2,250	繰 延 税 金 負 債	—	—
外 部 出 資	62,310	46,130	債 務 保 証	540	632
繰 延 税 金 資 産	2,415	378	負債の部 合計	1,158,750	1,162,085
債 務 保 証 見 返	540	632	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金	△ 1,262	△ 1,069	出 資 金	23,091	23,091
			利 益 剰 余 金	45,508	45,859
			子 会 社 の 所 有 す る 親 連 合 会 出 資 金	△ 49	△ 49
			会 員 資 本 合 計	68,550	68,900
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,496	△ 728
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 4,496	△ 728
			少 数 株 主 持 分	136	223
			純資産の部 合計	64,190	68,396
資産の部 合計	1,222,940	1,230,482	負債及び純資産の部 合計	1,222,940	1,230,482

## 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経 常 収 益	21,683	20,236
資 金 運 用 収 益	15,789	15,417
役 務 取 引 等 収 益	1,572	1,585
そ の 他 事 業 収 益	4,168	1,458
そ の 他 経 常 収 益	152	1,775
経 常 費 用	20,341	17,185
資 金 調 達 費 用	10,138	9,786
役 務 取 引 等 費 用	952	958
そ の 他 事 業 費 用	1,538	1,292
経 常 費 用	2,646	2,677
そ の 他 経 常 費 用	5,066	2,471
経 常 利 益	1,341	3,051
特 別 利 益	11	537
特 別 損 失	0	31
税 引 前 当 期 利 益	1,352	3,557
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	88	485
過 年 度 法 人 税 等 修 正 額	—	80
法 人 税 等 調 整 額	△ 80	96
少 数 株 主 損 失	△ 87	△ 29
当 期 剰 余 金	1,432	2,924

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益	1,352	3,557
減価償却費	78	81
貸倒引当金の増加額	193	△ 597
退職給付引当金の増加額	△ 35	△ 227
その他の引当金・積立金の増加額	52	33
資金運用収益	△ 15,789	△ 15,417
資金調達費用	10,138	9,786
有価証券関係損益	2,116	843
固定資産処分損益	0	18
貸出金の純増減	△ 16,063	282
預け金の純増減	69,000	12,025
貯金の純増減	△ 2,940	7,181
事業分量配当金の支払額	△ 1,117	△ 1,402
その他	△ 258	620
資金運用による収入	15,995	14,656
資金調達による支出	△ 10,313	8,606
小 計	52,408	22,833
法人税等の支払額	△ 327	△ 968
事業活動によるキャッシュ・フロー	52,080	21,865
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 238,089	△ 133,392
有価証券の売却による収入	175,135	89,045
有価証券の償還による収入	58,830	44,802
固定資産の取得による支出	△ 20	△ 42
外部出資の増加による支出	△ 16,179	△ 12,586
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,323	△ 12,174
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資配当金の支払額	△ 664	△ 643
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 664	△ 643
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	—	—
<b>V 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)</b>	31,092	9,047
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	29,332	20,285
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	60,425	29,332

## 連結注記表

平成20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

<p>(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p>	<p>① 連結の範囲に関する事項</p> <p>a. 連結される子会社は、株式会社愛媛県農協電算センター1社です。</p> <p>b. 非連結の子会社はありません。</p> <p>② 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法適用の関連法人及び持分法非適用の関連法はありません。</p> <p>③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項</p> <p>連結される子会社の決算日は、3月末日です。</p> <p>連結される子会社は、決算日の財務諸表により連結しています。</p> <p>④ 連結調整勘定の償却に関する事項</p> <p>連結調整勘定については、全額償却しています。</p> <p>⑤ 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項</p> <p>連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲</p> <p>a. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。</p> <p>b. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表科目別の内訳</p> <p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">平成21年 3月31日</td> </tr> <tr> <td>現金及び預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">683,396 百万円</td> </tr> <tr> <td>別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金</td> <td style="text-align: right;">△ 622,971 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">60,425 百万円</td> </tr> </table>	平成21年 3月31日		現金及び預け金勘定	683,396 百万円	別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 622,971 百万円	現金及び現金同等物	60,425 百万円
平成21年 3月31日									
現金及び預け金勘定	683,396 百万円								
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 622,971 百万円								
現金及び現金同等物	60,425 百万円								
<p>(2) 重要な会計方針に関する注記</p>	<p>① 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高がない科目は「-」で表示しています。</p> <p>② 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・その他有価証券             <ul style="list-style-type: none"> <li>時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>時価のないもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>③ 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。</p> <p>建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。</p> <p>動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。</p> <p>④ 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。</p> <p>⑤ 連結される子会社の固定資産については、税法の定める方法により償却しています。</p> <p>⑥ 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>⑦ 引当金の計上方法</p> <p>a. 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当期は貸倒実績率を採用）を引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てし、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。破綻懸念先に対する債権の見積もりは、従来、貸倒実績率に基づき算定した額を引き当ててきましたが、当連結会計年度より債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により引き当てを行っています。これにより経営利益は139百万円減少しています。</p> <p>また子会社の貸倒引当金は「経理規程」に基づいて計上しています。</p> <p>b. 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>c. 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当連結会計年度末にお</p>								

(3) 連結貸借対照表に関する注記

る要支給額を計上しています。また、子会社の役員退任慰労引当金は、「役員退任慰労引当金規程」に基づき、当連結会計年度末における要支給額を計上しています。

d. 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

⑧ 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しています。

なお、該当するリース資産はありません。

⑨ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

① 有形固定資産の減価償却累計額は、1,957百万円です。

② 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン、ネットワーク通信機器、無停電装置及びその他業務用機器があり、未経過リース料連結会計年度末残高相当額は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	122 百万円	193 百万円	315 百万円
オペレーティング・リース	1 百万円	4 百万円	6 百万円

③ 先物取引証拠金の代用として有価証券 5,000百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金 30百万円を差し入れています。

④ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

⑤ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

⑥ 貸出金のうち、破綻先債権額は111百万円、延滞債権額は 1,843百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

⑦ 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

⑧ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

⑨ 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,954百万円です。なお、⑥から⑨に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

⑩ 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、残高はありません。

⑪ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 60,569百万円です。

⑫ 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 27,243百万円が含まれています。

(4) 連結損益計算書に関する注記

① 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は 89百万円です。

(5) 有価証券に関する注記

① 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下⑤まで同様です。

- a. 売買目的有価証券はありません。
- b. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	一 百万円	一 百万円	一 百万円	一 百万円	一 百万円
地 方 債	29,627 〃	30,288 〃	661 〃	669 〃	8 〃
金 融 債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	35,019 〃	34,130 〃	△ 889 〃	205 〃	1,095 〃
外国証券	3,997 〃	2,753 〃	△ 1,243 〃	— 〃	1,243 〃
そ の 他	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
合計	68,644 〃	67,172 〃	△ 1,472 〃	875 〃	2,347 〃

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいています。 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内

c. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	連結貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	2,880 百万円	1,865 百万円	△1,014 百万円	— 百万円	1,014 百万円
債 券	296,401 〃	294,278 〃	△2,123 〃	1,944 〃	4,067 〃
国 債	148,068 〃	146,205 〃	△1,863 〃	428 〃	2,291 〃
地方債	33,609 〃	34,046 〃	436 〃	491 〃	55 〃
政保債	17,908 〃	18,197 〃	289 〃	289 〃	— 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	63,654 〃	63,020 〃	△ 633 〃	366 〃	1,000 〃
外国証券	33,159 〃	32,807 〃	△ 352 〃	368 〃	720 〃
そ の 他	9,452 〃	6,137 〃	△3,315 〃	— 〃	3,315 〃
合計	308,734 〃	302,281 〃	△6,452 〃	1,944 〃	8,397 〃

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。  
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳です。  
 3. 上記評価差額に繰延税金資産1,956百万円を加えた金額△4,496百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。  
 4. 減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理することとしています。当連結会計年度における減損処理はありません。

② 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。

	売却原価	売却額	売却損	売却の理由
外国証券	1,000 百万円	96 百万円	904 百万円	債券発行者の信用状態の著しい悪化
合 計	1,000 〃	96 〃	904 〃	

③ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
	168,534 百万円	3,512 百万円	4,687 百万円

④ 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	190 百万円

⑤ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	18,361 百万円	84,096 百万円	229,739 百万円	30,725 百万円
国 債	— 〃	7,228 〃	108,251 〃	30,725 〃
地方債	4,870 〃	21,555 〃	37,247 〃	— 〃
政保債	6,531 〃	11,666 〃	— 〃	— 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	6,958 〃	34,961 〃	56,120 〃	— 〃
外国証券	— 〃	8,684 〃	28,119 〃	— 〃
そ の 他	— 〃	726 〃	1,528 〃	— 〃
合計	18,361 〃	84,822 〃	231,268 〃	30,725 〃

(6) 退職給付に関する注記

① 退職給付

a. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

また、子会社については、上記の退職一時金制度に加え、全共連との契約に基づく適格退職年金制度を採用しています。

b. 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,599 百万円
年金資産	170 〃
退職給付引当金	△1,428 〃

c. 退職給付費用の内訳

勤務費用	99 百万円
臨時に支払った割増退職金	91 〃
退職給付費用	190 〃

② 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっています。

また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、212百万円となっています。

(7) 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等  
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	245百万円
退職給付引当金超過額	325 〃
繰延資産超過額	14 〃
賞与引当金超過額	18 〃
その他有価証券評価差損	1,956 〃
相互援助積立金超過額	504 〃
有価証券有税償却	42 〃
事業税	5 〃
その他	160 〃
繰延税金資産小計	3,273 〃
評価性引当額	△ 857 〃
繰延税金資産合計 (A)	2,415 〃
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	－百万円
その他	－ 〃
繰延税金負債合計 (B)	－ 〃
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	2,415 〃

② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	37.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.9 〃
事業分量配当金	△ 30.9 〃
その他	△ 2.4 〃
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.6 〃

法定実効税率については、平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当連結会計年度の繰延税金資産および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

連結注記表

平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- ① 連結の範囲に関する事項
  - a. 連結される子会社は、株式会社愛媛県農協電算センター1社です。
  - b. 非連結の子会社はありません。
- ② 持分法の適用に関する事項  
持分法適用の関連法人及び持分法非適用の関連法はありません。
- ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項  
連結される子会社の決算日は、3月末日です。  
連結される子会社は、決算日の財務諸表により連結しています。
- ④ 連結調整勘定の償却に関する事項  
連結調整勘定については、全額償却しています。
- ⑤ 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- ⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
  - a. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。
  - b. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表科目別の内訳  
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。  
平成20年年3月31日  
現金及び預け金勘定 721,303 百万円  
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金 △ 691,971 百万円  
現金及び現金同等物 29,332 百万円

(2) 重要な会計方針に関する注記

- ① 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高がない科目は「－」で表示しています。
- ② 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
  - ・売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）

(3) 連結貸借対照表に  
関する注記

- ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・その他有価証券
  - 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 時価のないもの…取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- ③ 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
  - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。
  - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。
- 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更による当期の損益に与える影響は軽微であります。
- また、当年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存価額を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
- ④ 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。
- ⑤ 連結される子会社の固定資産については、税法の定める方法により償却しています。
  - 当期より法人税法の改正に伴い、平成19年4月以降取得の固定資産については、改正法人税法に規程する償却方法により減価償却費を計上しております。
  - なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
- ⑥ 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- ⑦ 引当金の計上方法
  - a. 貸倒引当金
    - 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
    - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
    - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
    - また、子会社の貸倒引当金は「経理規程」に基づいて計上しております。
  - b. 退職給付引当金
    - 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
  - c. 役員退職慰労引当金
    - 役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、事業年度末における要支給額を計上しています。また、子会社の役員退任慰労引当金は、「役員退任慰労引当金規程」に基づき、事業年度末における要支給額を計上しています。
  - d. 賞与引当金
    - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。
- ⑧ リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- ⑨ 子会社がリース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機、ネットワーク通信機器、無停電装置、その他事務用機器があります。
- ⑩ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- ⑪ 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第17号平成20年3月28日）により改正され、平成20年3月28日から施行されたことに伴い、従来の「役員退任給与引当金」は、「役員退職慰労引当金」としていません。
- ⑫ 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
- ① 有形固定資産の減価償却累計額は、1,903百万円です。
- ② 愛媛県指定金融機関に対し、指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れていています。
- ③ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- ④ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- ⑤ 貸出金のうち、破綻先債権額は446百万円、延滞債権額は2,258百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

(4) 連結損益計算書に関する注記

- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ⑥ 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。  
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ⑦ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円です。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ⑧ 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,707百万円です。なお、⑤から⑧に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ⑨ 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、残高はありません。
- ⑩ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は62,714百万円です。
- ⑪ 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金23,500百万円が含まれています。
- ① 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は60百万円です。
- ② 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日））を適用していますが、これによる税引前当期利益に与える影響はありません。なお、業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案し、本所(別館を含む)、支店、研修施設並びに福利厚生施設を一つのグルーピングとしており、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としています。また、連結子会社は一つの単位としてグルーピングを行っています。
- ③ スーパー定期貯金5年もの中途解約利息について  
 当会が電算事務を委託しております(株)愛媛県農協電算センターにおいて、スーパー定期貯金5年もの中途解約利息の一部に計算ミスがあったことが判明いたしました。  
 本件に該当するのは、平成18年7月24日から平成20年3月31日までの間に中途解約されたお客様5先(9件)50,517円(税引前利息)です。これによる財務諸表への影響は軽微です。

(5) 有価証券に関する注記

- ① 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下⑤まで同様です。  
 a. 売買目的有価証券はありません。  
 b. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	16,897 〃	17,548 〃	651 〃	655 〃	4 〃
金 融 債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	40,429 〃	41,306 〃	877 〃	929 〃	52 〃
外国証券	4,996 〃	4,611 〃	△ 385 〃	— 〃	385 〃
そ の 他	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
合 計	62,322 〃	63,466 〃	1,143 〃	1,585 〃	442 〃

c. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	連結貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	3,851 百万円	3,293 百万円	△ 558 百万円	12 百万円	570 百万円
債 券	290,207 〃	291,937 〃	1,730 〃	5,052 〃	3,322 〃
国 債	111,755 〃	112,487 〃	731 〃	2,863 〃	2,131 〃
地方債	42,868 〃	43,524 〃	655 〃	753 〃	98 〃
政保債	17,907 〃	18,348 〃	440 〃	440 〃	— 〃
金融債	38,502 〃	38,465 〃	△ 36 〃	3 〃	40 〃
社 債	49,640 〃	49,921 〃	281 〃	525 〃	244 〃
外国証券	29,533 〃	29,191 〃	△ 342 〃	465 〃	808 〃
そ の 他	14,604 〃	12,703 〃	△ 1,900 〃	7 〃	1,908 〃
合 計	308,663 〃	307,934 〃	△ 728 〃	5,072 〃	5,801 〃

なお、上記評価差額は繰延税金資産の回収可能性はないものとして、純額△728百万円を「その他有価証券評価差額金」に表示しています。

- ② 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- ③ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 売却額       | 売却益      | 売却損      |
| 88,271百万円 | 2,315百万円 | 2,847百万円 |
- ④ 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりです。
- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 内 容                         | 連結貸借対照表計上額 |
| その他有価証券<br>非上場株式（店頭売買株式を除く） | 188百万円     |
- ⑤ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	53,141 百万円	76,838 百万円	184,805 百万円	39,476 百万円
国 債	— 〃	10,316 〃	62,694 〃	39,476 〃
地方債	5,486 〃	21,692 〃	33,242 〃	— 〃
政保債	— 〃	18,348 〃	— 〃	— 〃
金融債	38,465 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	9,188 〃	23,145 〃	58,016 〃	— 〃
外国証券	— 〃	3,335 〃	30,851 〃	— 〃
そ の 他	— 〃	1,880 〃	1,916 〃	— 〃
合計	53,141 〃	78,718 〃	186,721 〃	39,476 〃

- ⑥ 当連結会計年度においてはその他有価証券で時価のある株式について、時価が著しく下落（取得価額に比して時価が30%以上下落）したため、217百万円減損処理を行っています。

(6) 退職給付に関する注記

- ① 退職給付
- a. 採用している退職給付制度の概要
- 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。
- また、子会社については、上記の退職一時金制度に加え、全共連との契約に基づく適格退職年金制度を採用しています。
- b. 退職給付債務の額、退職給付引当金の額等に関する事項
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 退職給付債務の額  | 1,616 百万円 |
| 年金資産の額    | 153 〃     |
| 退職給付引当金の額 | 1,463 〃   |
| 退職給付費用の額  | 166 〃     |
- なお、退職給付費用の額には早期退職支援規程に基づく加算金 71百万円が含まれています。
- ② 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
- なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっています。
- また、存続組合より示され平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、230百万円となっています。

(7) 税効果会計に関する注記

- ① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等  
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。
- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 繰延税金資産              |           |
| 貸倒引当金超過額            | 202 百万円   |
| 退職給付引当金超過額          | 417 〃     |
| その他有価証券評価差損         | 226 〃     |
| その他                 | 790 〃     |
| 繰延税金資産小計            | 1,636 〃   |
| 評価性引当額              | △ 1,257 〃 |
| 繰延税金資産合計 (A)        | 378 〃     |
| 繰延税金負債              |           |
| その他有価証券             | — 百万円     |
| その他                 | — 〃       |
| 繰延税金負債合計 (B)        | — 〃       |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 378 〃     |
- ② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率               | 32.2 %   |
| (調整)                 |          |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.6 %    |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 13.7 〃 |
| その他                  | △ 2.8 〃  |
| 税効果会計適用後の法人税の負担率     | 16.3 〃   |

## 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	平成20年度	平成19年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	45,859	44,981
利益剰余金増加高	1,432	2,924
利益剰余金剰余金	1,432	2,924
利益剰余金減少高	1,782	2,046
出資配当金	664	643
事業分量配当金	1,117	1,402
利益剰余金期末残高	45,508	45,859

## 連結ベースのリスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	平成20年度	平成19年度	増減
破綻先債権額	111	446	△ 335
延滞債権額	1,843	2,258	△ 415
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	1	△ 1
合計	1,954	2,707	△ 752

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 連結ベースの金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	412	257	0	154	412
危険債権	1,593	785	0	714	1,499
要管理債権	—	—	—	—	—
小計	2,005	1,042	0	868	1,912
正常債権	97,200				
合計	99,205				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 事業の種類別情報

連結会社は金融に関する電算処理業を営んでいますが、その事業はグループ全事業に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

## 1. 連結の範囲に関する事項

- ◇連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

- ◇連結子会社数並びに連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 1社
- 連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社 愛媛県農協電算センター	電算業務及び電算業務に附帯する業務

- ◇比例連結が適用される関連法人

該当する会社はありません。

- ◇控除項目の対象となる会社

該当する会社はありません。

- ◇従属業務を営む会社又は新規事業分野を開拓する会社であって、連結グループに属していない会社

該当する会社はありません。

- ◇連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

制限等はありません。

## 2. 自己資本の状況

- ◇自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、平成21年3月末における連結自己資本比率は、20.76%となりました。

- ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 230億円（前年度 219億円）
- 後配出資による資本調達額 -億円（前年度 10億円）

当連結グループでは、将来的な信用リスクや金利リスクの増加及びオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

## (1) 連結自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	平成20年度	平成19年度	項目	平成20年度	平成19年度
出 資 金	23,041	23,041	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	—	—			
回 転 出 資 金	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
資 本 剰 余 金	—	—			
利 益 剰 余 金	43,719	44,076	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
処 分 未 済 持 分 (△)	—	—			
その他有価証券の評価差損 (△)	—	△ 728	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	—	—
新 株 予 約 権	—	—			
連結子法人等の少数株主持分	136	223			
営業権相当額 (△)	—	—			
連結調整勘定相当額 (△)	—	—			
の れ ん 相 当 額 (△)	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—	—			
基本的項目 計 (A)	66,897	66,613	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス (告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	控除項目不算入額 (△)	—	—
一 般 貸 倒 引 当 金	393	287	控除項目 計 (D)	—	—
相 互 援 助 積 立 金	1,626	1,580	自己資本額 (C-D) (E)	68,918	68,481
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—	資産 (オン・バランス) 項目	318,599	306,112
期限付劣後債務	—	—	オフ・バランス取引等項目	745	547
補完的項目不算入額 (△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	12,501	12,443
補完的項目 計 (B)	2,020	1,867			
			リスク・アセット等計 (F)	331,845	319,103
			Tier1 比率 (A / F)	20.15	20.87
			自己資本比率 (E / F)	20.76	21.46
自己資本総額 (A+B) (C)	68,918	68,481			

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	平成20年度			平成19年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	146,297	—	—	109,925	—	—
我が国の地方公共団体向け	77,323	—	—	72,538	—	—
地方公営企業等金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	33,390	1,599	63	35,913	1,852	74
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	728,660	167,466	6,698	799,562	178,653	7,146
法人等向け	127,410	75,712	3,028	108,804	63,496	2,539
中小企業等向け及び 個人向け	132	95	3	126	91	3
抵当権付住宅ローン	295	103	4	427	149	5
不動産取得等事業向け	1,457	1,065	42	1,549	1,340	53
三月以上延滞等	185	43	1	203	80	3
信用保証協会等 による保証	48	4	0	52	5	0
出 資 等	67,027	67,027	2,681	56,599	56,599	2,263
複数の資産を裏付けとする資 産(所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	39,729	6,226	249	35,739	4,391	175
エクスポージャー別計	1,221,958	319,344	12,773	1,221,443	306,660	12,266
オペレーショナル・リスクに対 する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	12,501	500	12,443	497		
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	331,845	13,273	319,103	12,764		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。  
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。  
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。  
(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))  

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。当会における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P50)をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項目	平成20年度					平成19年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	1,182,107	99,807	325,246	—	185	1,182,652	83,543	316,192	—	203
国外	39,851	—	36,854	—	—	38,790	—	34,078	—	—
地域別残高計	1,221,958	99,807	362,100	—	185	1,221,443	83,543	350,270	—	203
法人	農業	306	306	—	—	348	348	—	—	—
	林業	7	7	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	13	13	—	—	13	16	16	—	16
	製造業	38,807	11,087	26,334	—	—	26,377	4,174	20,035	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	16,351	6,043	10,261	—	43	15,142	4,564	10,455	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,506	—	4,506	—	—	7,527	—	7,527	—
	運輸・通信業	21,099	3,338	17,447	—	—	21,172	3,832	17,018	—
	金融・保険業	827,010	38,190	42,786	—	—	885,778	35,239	80,570	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	47,141	25,158	21,725	—	54	40,636	20,811	19,133	—
	日本国政府・地方公共団体	223,621	14,120	209,328	—	—	182,463	12,857	169,603	—
上記以外	36,597	—	29,710	—	—	37,405	—	25,926	—	
個人	1,586	1,540	—	—	73	1,720	1,697	—	—	79
その他	4,907	—	—	—	—	2,853	—	—	—	—
業種別残高計	1,221,958	99,807	362,100	—	185	1,221,443	83,543	350,270	—	203
1年以下	706,127	4,760	18,211	—	—	779,030	4,407	53,179	—	—
1年超3年以下	48,982	11,376	37,605	—	—	54,239	8,293	45,945	—	—
3年超5年以下	57,331	20,093	37,739	—	—	34,061	7,819	24,369	—	—
5年超7年以下	68,721	23,352	45,590	—	—	77,702	14,680	63,022	—	—
7年超10年以下	197,176	8,730	187,695	—	—	146,723	21,503	123,303	—	—
10年超	64,154	28,896	35,257	—	—	65,890	25,440	40,449	—	—
期限の定めのないもの	79,464	2,596	—	—	—	63,794	1,397	—	—	—
残存期間別残高計	1,221,958	99,807	362,100	—	—	1,221,443	83,543	350,270	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

項目	平成20年度					平成19年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	287	393	—	287	393	285	287	—	285	287
個別貸倒引当金	782	868	0	781	868	1,380	782	60	1,320	782
合計	1,069	1,262	0	1,068	1,262	1,666	1,069	60	1,606	1,069

**b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額**

当連結グループでは国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

**c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額**

(単位:百万円)

項目	平成20年度						平成19年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
目的使用			その他	目的使用		その他							
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	229	—	—	229	—	212	229	—	212	229	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	442	750	—	442	750	—	867	442	—	867	442	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	25	11	—	25	11	—	66	25	—	66	25	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	47	54	—	47	54	—	190	47	41	149	47	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	37	52	0	36	52	—	43	37	19	24	37	—	
業種別計	782	868	0	781	868	—	1,380	782	60	1,320	782	—	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

**d リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額**

(単位:百万円)

項目	平成20年度			平成19年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	273,870	273,870	—	230,772	230,772
	10%	—	16,038	16,038	—	18,553	18,553
	20%	16,231	703,210	719,441	16,614	776,848	793,462
	35%	—	294	294	—	427	427
	50%	75,335	165	75,501	62,925	141	63,066
	75%	—	126	126	—	121	121
	100%	25,422	111,235	136,657	20,299	94,698	114,998
	150%	—	26	26	—	40	40
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	
合計	116,989	1,104,968	1,221,958	99,839	1,121,604	1,221,443	

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、当会に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P53）をご参照ください。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

項 目	平成20年度			平成19年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	17,399	—	—	17,398	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金 融 機 関 及 び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	105	553	—	77	58	—
中小企業等向け及び個人向け	—	0	—	—	1	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	2	—	—
合 計	105	17,953	—	79	17,458	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P54）をご参照ください。

### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

### (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

### (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、当会以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P55)をご参照ください。

### (1) 当連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### (2) 当連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、当会に準じた内容としています。当会におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P56)をご参照ください。

## 8. 出資等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が当会以外の出資等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P56)をご参照ください。

### (1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成20年度		平成19年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,865	1,865	3,293	3,293
非上場	62,310	62,310	46,130	46,130
合計	64,176	64,176	49,424	49,424

### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

平成20年度			平成19年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
41	2,158	—	1,453	2,053	217

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

平成20年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	1,014	12	570

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

平成20年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P57）をご参照ください。

### 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位:百万円)

	平成20年度	平成19年度
内部管理上使用した金利ショックに対する 損益又は経済価値の増減額	13,671	10,728

(注) 内部管理で使用している市場統合VaRのうち、金利リスクにかかるVaR値を記載しています。


## 確 認 書

- ① 私は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成21年6月30日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長

桑原 理 

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結注記表、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を指しています。



当会の概要や経営・財務の情報ははじめ、JAバンクえひめのお知らせやキャンペーン情報等はインターネットでご覧いただくことができます。

JAバンクえひめのホームページアドレス  
<http://www.jabank-ehime.or.jp/>

◇ JAバンク相談所のご案内 ◇

JAバンクえひめが行う信用事業の業務に関して、お客様からの苦情等を受け付ける公正・中立な第3者機関として、「JAバンク相談所」を設置しております。

お客様から相談所に連絡があった場合には、公正な立場で迅速な解決を図ることとしておりますので、お気軽にご利用ください。

JAバンクグループの第3者機関「愛媛県JAバンク相談所」

住 所 〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3  
(愛媛県農業協同組合中央会内)

T E L 089-948-5656

## DISCLOSURE 2009

### JA 愛媛信連の現況

発行 平成21年7月  
編集 愛媛県信用農業協同組合連合会 企画管理部  
〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3  
TEL (089) 948-5700 FAX (089) 943-5807



 JA 愛媛信連

<http://www.jabank-ehime.or.jp/>